

豊後國安岐郷の調査

資料編補遺



大分県立歴史博物館

2004

はじめに

当館では、平成一一年度から宇佐宮領安岐郷を対象として、「国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査」を実施してまいりました。その中で、昨年度に報告書資料編として、安岐郷の歴史を解明する上で基本となる諸資料を集成いたしました。しかし、ここでは紙数の都合などにより、やむを得ず収載できなかった資料もありましたし、資料編刊行後に新たな諸資料も検出されました。

そこで、より具体的に安岐郷の歴史を知るために、また当館の調査成果を広く公開するためにも、ここに資料編補遺を刊行することといたしました。収載した資料には安岐郷の開発あるいは信仰の在り方を伝えるものがあり、これらは安岐郷のみならず国東半島の歴史文化を解明する上で注目すべきものといえます。なお、本書には付論として、二冊の資料編に掲載した近代資料をもとにした出田和久先生の玉稿を収めました。

最後になりましたが、本報告書の刊行にあたっては、出田和久先生をはじめ諸資料の所蔵者各位および安岐町教育委員会の御理解と御協力を得ました。記して感謝申し上げます。

平成一六年三月

大分県立歴史博物館

館長 岩井宏實

目次

I	近世資料	1
II	近代資料	32
III	石造文化財実測図	54
IV	シコナー覧	59
付論	安岐郷における近代初頭の景観―近世における村落の開発と景観復原への基礎作業として―	61

挿図目次

写真1	護聖寺寺地明細図	2	写真21	古田社旧景	45	写真42	城圍寺跡宝塔	57
写真2	護聖寺寺地明細図	2	写真22	久末歳神社旧景	45	写真43	上ノ原薬師堂宝篋印塔	57
写真3	護聖寺寺地明細図	3	写真23	小俣山神社旧景	46	写真44	塔野宝篋印塔	57
写真4	護聖寺寺地明細図	3	写真24	龍頭社旧景	46	写真45	善提司八幡宮宝篋印塔	58
写真5	護聖寺寺地明細図	4	写真25	小俣日吉社旧景	46	写真46	岩屋堂板碑	58
写真6	護聖寺寺地明細図	4	写真26	願神社旧景	47	写真47	塔野板碑	58
写真7	護聖寺寺地明細図	5	写真27	中畑日吉社旧景	47	写真48	大蔵五輪塔	58
写真8	護聖寺寺地明細図	5	写真28	諸田山神社旧景	48			
写真9	護聖寺寺地明細図	6				写真29	市ノ尾日吉社旧景	48
写真10	護聖寺寺地明細図	6				写真30	玉林寺旧景	49
写真11	護聖寺寺地明細図	7				写真31	宝寿院旧景	49
写真12	護聖寺寺地明細図	7				写真32	西白寺旧景	49
写真13	護聖寺寺地明細図(挿入図)	8				写真33	護聖寺旧景	50
写真14	山神社(芭蕉宮)旧景	43				写真34	報恩寺旧景	50
写真15	中ノ川山神社旧景	43				写真35	護聖寺の仏像	51
写真16	下矢川山神社旧景	43				写真36	小俣金剛院の仏像	51
写真17	上矢川山神社旧景	44				写真37	願平のシシ垣	51
写真18	油原山神社旧景	44				写真38	土器・古鏡	52
写真19	弁分八坂社旧景	44				写真39	古鏡	52
写真20	生目社旧景	45				写真40	朝来郵便局	53
写真21	古田社旧景	45						
写真22	久末歳神社旧景	45						
写真23	小俣山神社旧景	46						
写真24	龍頭社旧景	46						
写真25	小俣日吉社旧景	46						
写真26	願神社旧景	47						
写真27	中畑日吉社旧景	47						
写真28	諸田山神社旧景	48						
図1	両子寺園東塔(一号)実測図	55						
図2	城圍寺跡宝塔実測図	55						
図3	上ノ原薬師堂宝篋印塔実測図	55						
図4	塔野宝篋印塔実測図	55						
図5	善提司八幡宮宝篋印塔実測図	56						
図6	岩屋堂板碑実測図	56						
図7	塔野板碑実測図	56						
図8	大蔵五輪塔実測図	56						
図9	明治後期の安岐郷地域	67						

写真目次

凡 例

1 本報告書は、平成一一年度から開始した国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査（調査地区は大分県東国東郡安岐町など）の報告書資料編の補遺である。

2 本書の執筆は以下のように分担した。

I 櫻井成昭

II 櫻井成昭

III 渡辺文雄・宮内克己・山田拓伸

IV 平井義人・櫻井成昭・平川 毅

付論 櫻井成昭

出田和久

3 本報告書の編集は櫻井成昭が行った。

4 本報告書の作成にあたっては、資料の所蔵者各位および安岐町教育委員会の御協力をいただいた。

5 図版・資料の作成にあたっては、永岡充沙子・安倍佳子の協力を得た。

6 史料の翻刻にあたっては、次のような原則をとった。

① できる限り体裁は原本に従ったが、改行および開字は逐一指摘せず、

割注は一行にまとめ活字を小さくすることで表現した。

② 用字については基本的に常用漢字に直した。

③ 変体仮名は、ふ（より）・江（え）・而（て）・者（は）以外はすべて平仮名に直した。

④ 校訂にあたり、便宜上読点・並列点を補った。

⑤ 宛字あるいは誤字・誤用と思われるものについては、そのまま表記し（ママ）と傍注し、重出する場合は初出のみに傍注を補った。また、校訂者による傍注はすべて（ ）を付した。

⑥ 虫損等で判読できない文字については、字数に応じて□で表現し、字数が不明な場合は「」で示した。

⑦ 表題のない記録は仮題で処理し、「」を付した。

I 近世資料

ここには、近世の開発と信仰に関わる史料を収載した。

一の「護聖寺地井祭礼等書」は、安岐町大字朝来の護聖寺に伝来した一五件の史料のうちの一つである。縦二四・七cm、横一六・七cmの竪帳で標題はない。二四丁から成り、安政三（一八五六）年に護聖寺一六世玉峰が記したものである。

この記録は、護聖寺の寺地を基本的に一筆ごとに描いた部分と護聖寺が関わる祭礼を書いた部分の二部から成る。特に、四丁裏から一五丁裏までの寺地を描いた部分は、地名や用水路あるいは開発の経緯を記したところもあり、一九世紀代の朝来地区の土地利用の在り方などを垣間見ることができ興味深い史料である。なお、裏表紙に「寺屋敷境界ノ図」が一紙の形ではさみ込まれていた。ちなみに、寺地図については、境界は朱線、川などは橙線で表現されている。

次に、祭礼に関わる部分であるが、これは護聖寺が関与してきた朝来地区の神社や仏堂の祭礼を書き上げている。もちろん、これは朝来地区全体に関するものではなく、護聖寺の檀家があるムラを中心とするものであるが、近世の仏堂の在り方や寺院とムラのつながりを伝えるものとして注目される。なお、ここでは、紙数の都合から、冒頭の「口演」と「山畑之事」は省略し、四丁裏からはじまる寺地図以後を掲載した。

二の両子寺文書では、同寺に残された記録のうち、境内の建物などを書き上げた二点の記録を掲載した。これらは合綴されており、縦二四・四cm、横一七・二cmの竪帳である。元文二（一七三七）年のものは七丁で標題はない。また、安政六（一八五九）年のものは九丁から成る。こ

れらは、近世における両子寺伽藍の姿やムラの仏堂などを知る上で貴重な資料といえる。

そして、三の宮崎家文書では、安岐町成久に所在する歳神社の神職であった宮崎家に伝来した九件の史料のうち、歳神社に関するもの四点を収録した。これらには歳神社の祭礼組織の記述があり、祭礼組織は名という単位で編成されていたことがわかる。その中には、安岐郷の名として中世史料にみられるものもあり、名が祭礼組織の名称に残存する事例として留意される。

ここに収載した四点の史料の法量などは以下のとおりである（番号は後掲の史料番号）。いずれも厚紙の表紙が付けられており、2と3は合冊されている。また、表題は3以外は厚紙に記された表題をここでは採用した。

1	二八・〇×二一・四	七丁	竪帳
2	二四・二×一八・三	一五丁	竪帳
3	二四・二×一八・三	一〇丁	竪帳
4	二四・一×一八・四	一二丁	竪帳

（法量は縦×横で、単位はcm）

註

(1) 櫻井成昭『護聖寺所蔵の文書資料の調査』（六郷山寺院遺構確認調査報告書 V）大分県立宇佐歴史の丘歴史民俗資料館（一九九七年）に調査報告がある。参照していただきたい。

(2) 祭礼組織としての名については、藤井昭「宮庭と名の研究」〔榛山閣一 九八七年〕の研究などがある。

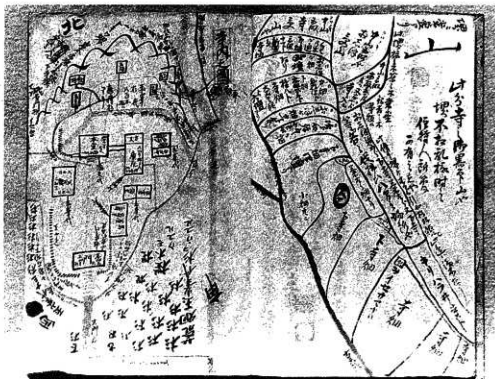


写真1 護聖寺地明細圖



写真2 護聖寺地明細圖

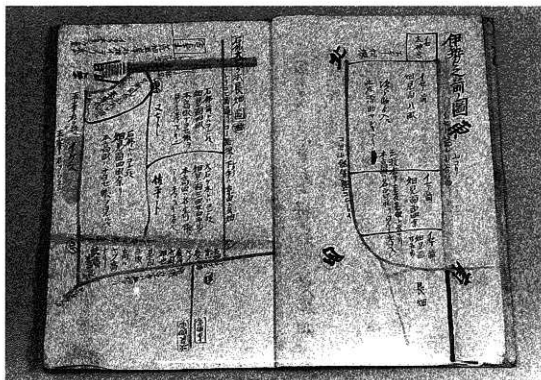


写真3 護聖寺寺地明細圖

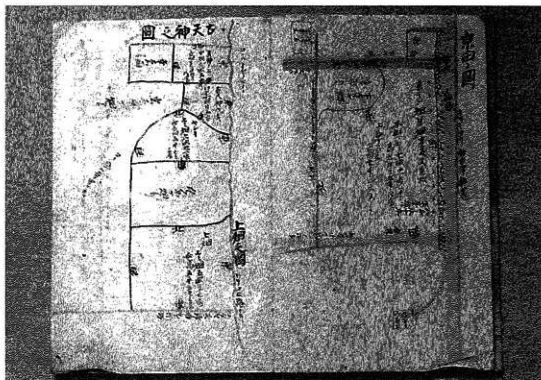


写真4 護聖寺寺地明細圖

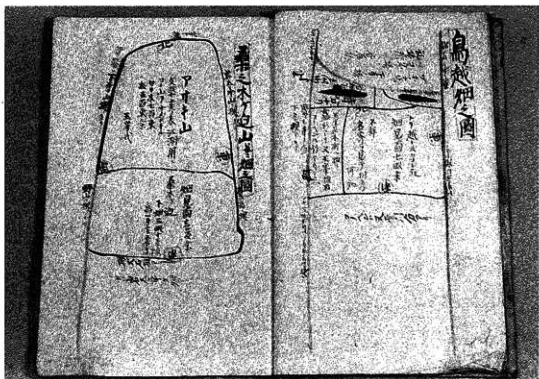


写真5 護聖寺地明細圖

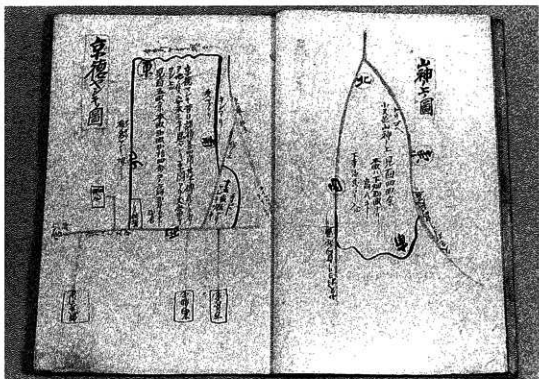


写真6 護聖寺地明細圖

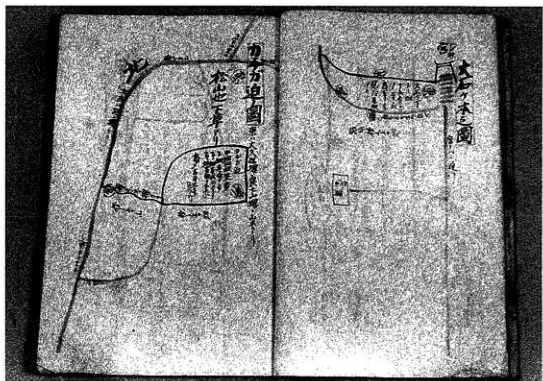


写真7 護聖寺寺地明細圖

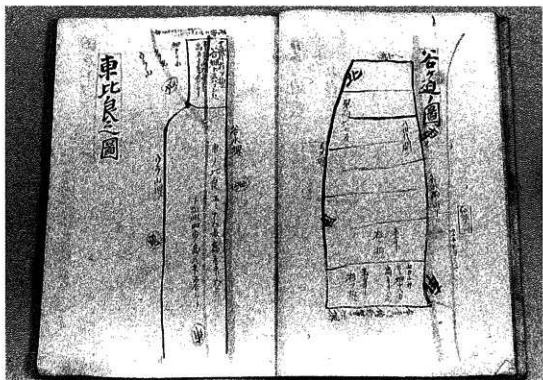


写真8 護聖寺寺地明細圖

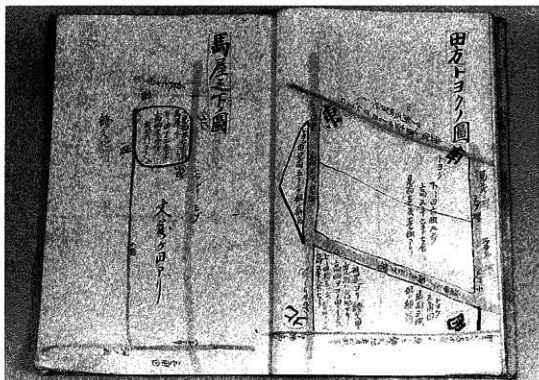


写真9 護聖寺地明細圖

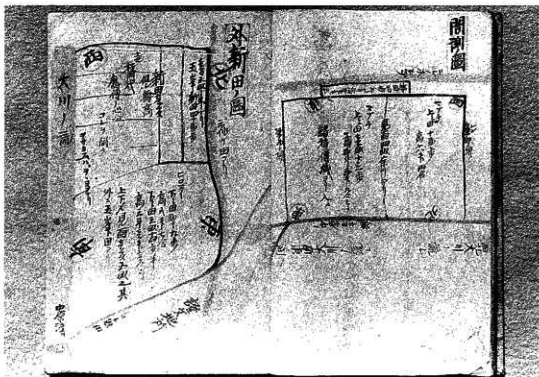


写真10 護聖寺地明細圖



写真 11 護聖寺寺地明細圖

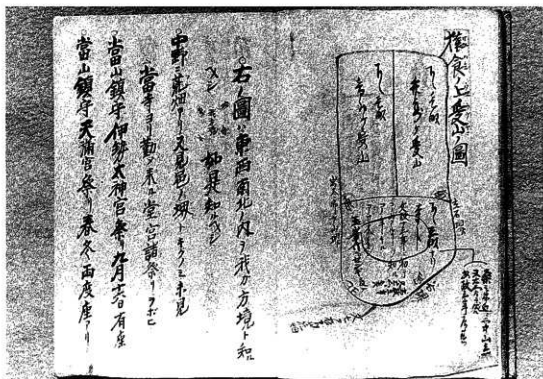


写真 12 護聖寺寺地明細圖

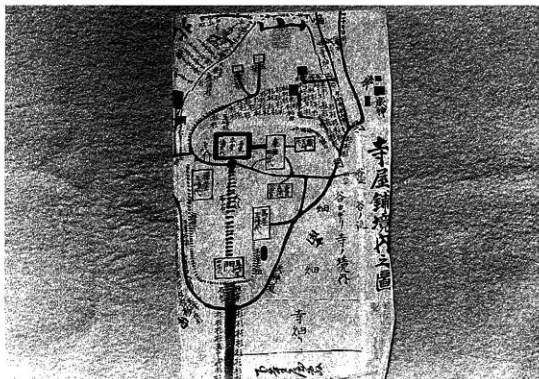


写真 13 護聖寺寺地明細圖（挿入図）

- △当寺ヨリ勸メ来ル堂宮諸祭リヲボヒ
- 当山鎮守伊勢太神宮祭リ 九月十六日有座
- 当山鎮守天満宮祭リ 春冬両度座アリ
- 当山鎮守金毘羅宮 春冬祭リ
- 谷尻ノ堂祭リ 年ニ二度 都テ祭リハ普門品心経ナリ
- 成光ノ堂祭リ 年ニ二度
- 中原ノ堂祭リ 年ニ二度
- 清水観音祭リ 年ニ三度 打ヤシキ光蔵祭リ定座
- 妙見山祭リ 八月朔座アリ
- 南ノ堂祭リ
- 歡喜ノ阿弥陀祭リ 年ニ一度
- 平原ノ堂祭リ 年ニ二度
- 末信ノ堂祭リ 年ニ二度
- 追ノ堂ノ祭リ
- 追ノ稻荷祭リ 年ニ一度
- 追ノ石観音祭リ 年ニ一度
- 東松ノ稻荷祭リ 年ニ一度
- 川ノ大地蔵祭リ 年ニ一度 徳田家定座七月
- ハゲ十助ガ荒神祭リ 十一月二十八日
- ヤシキノ準泥尊祭リ 年ニ一度
- 禪堂ノ地藏祭リ 年ニ一度 上田辺・下田辺寺ニ来ル
- 上組九月惣日待 鎌香不絶ニ焚ベシ、踊経ハタ・夜・朝三度ナリ普門品一返心
経消災咒各三
- 下組惣日待 セン香不絶ニ焚ベシ、踊経ハタ・夜・朝三度ナリ普門品一返心
踊消災咒各三返普門回向タルベシ

○上組ノ武者祭り 正月八日 薩埵ハ普門心経消災元ナリ

○村中ノ庚申ノ待揚ニ至ル迄、当寺ヨリツトムル者也

○歳神ニツイテ春村中參籠ノ日、麦折禱アリ 金剛経ヲ誦ムナリ

右ハ先規ノ通り、今以テ不怠当寺ヨリ所管也

○歳大明神年ニ兩度ノ祭りハ、古來当寺ヨリ相ツトメ來ル事ハ六世丹山代、七世海天代ノ定規ニ見タリ、九世桂峯代ニ流田古社ヨリ今ノ所ニ遷宮アリシ時、桂峯禪師導師タリ、上棟之記アリ、コレ即桂峯禪師ノ直書ナリ、然ル所其後イツノ時分カ中野河ニ河野氏ト云者アリ、此葉法者祭りヲ相ツトム、コレ当寺住職ノ不吟味ノ作ス所ナリ、昔日六世丹山和尚ノ申渡ノ通り、曾テ氏子中爭論相ヲコリ神意ヲケガスニ至ル、依テ村中衰廃ニ及ビ、又或ハヒン弱或ハ人種ツキ、或ハトシ死トシ病ノ者多シ、コレヲ見テ丹山和尚ノ聖タルコトヲ知ル

○末世ノ住僧罷々時節ヲ相考、再祭主トナリ給ハバ、六世丹山和尚ニ對シテ大功ナルベシ、然リト雖モ易意ニ発言セバ却テ災ノ元トナラン、時節ヲ見合スコト、コレ至功々々、肉食禁^ニ、藥法者ハセシ宮ヘナラント世間テ云也

○アル時玉峯野氏ニ向テ伺テ曰、貴方ニツイテ久末色歳大明神ノ祭りヲ相ツトムル事ハ幾年ゾヤ、野氏答テ曰、昔日ノ事一向不詳、只今久末村歳大明神ノ祭司ト云ノミ、此ヲ以テ所ノ地頭及ヒ京都吉田殿迄右ヤウ中上ト答ラル、コノ時玉峯神職ヲ取戻スヘクト相考ケレトモ、時節ノ至ラサル事ヲ見テ発言セス、末世ノ住僧^由斷ナク時節ヲ相考、神職ヲ取戻当山相勤ヘキ者也、易意ナルベカラス至功々

○桂峯禪師歳大明神遷宮上棟之名左ニ記ス

歳神社廟上棟記

于時享保八癸卯歲霜月二十一日
原当邑当社來由往昔田辺某申後号趙無居士鎮座神河之中洲爾來歲月推移塵沙相乘而作立今也在干田之中央社頭及廢壞正徳二歲田辺孫兵衛其統先祖之由緒と同苗九左衛門共ニ相讓而再興矣雖然以有社頭汚于田滓故又九左衛門孫兵衛免願与愚叟共ニ歷公藏享保八年癸卯遷於廟東岳平古丘以作神田每歲供祭祀者也護聖九代桂峯記之

○南ノ貴船宮祭

○ハケノ貴船宮祭

○追ノ山神宮祭

此三社ノ祭りハ、ナントシテカ野氏ノ葉法者、祭ヲ相ツトム、コレモ當寺ヨリ不吟味ノ至リナリ、時節ヲ見テ祭司元及村役人ト相談アルベシ、至功々々

△小又村堂祭りヲボヒ

○岩ツメノ堂祭り

○楠ノ木ノ堂祭り

○吉行ノ堂祭り

△中野村堂祭りヲボヒ

○切畑上土居ノ堂祭り

○切畑下土居ノ堂祭り

○右五ヶ所、先規ノ通り堂祭り相ツトメ來ル者ナリ

○小又村金剛院ハ當山八世月庭代迄ハ當寺末院也、九世桂峯尾留隱居イ

タスニ及テ養寿院ト替院イタシ金剛院ヲ兩子寺ニ属シ、養寿院ヲ当寺ニ属ス、院宇ヲ尾留ノ地ニ引移シ山ヲ願王ト号シ院ヲ尾留トナツク、願王山養寿院尾留寺開山月庭江山大和尚、二世桂峯積翠大和尚、三世東水知潭大和尚、三世和尚多福院ニウツリシヨリ住僧ナフシテ廢ニ及ブ、寺座ノ田畑アリ庄屋ノ宅ニコレヲウバヒ取ル、半鐘一口アリコレモ村長ウバヒ、寺ヤシキニ桂峯手植ノ大杉アリ、村長正三郎キリ取ル、當寺ヨリ不調ノ作ス所ナリ、本尊不動像ハ正三郎ガ堂中ニアツテ手足隨落スコレ不可見、村長正三郎純運速キニアラス、心アル者ハ看ヨク々

○諸田村上ノ原ノ堂祭ハ光月庵ニタノミヲク
 ○油原堂祭リハ七月セガキノ時ナリ

維時天保二辛卯春二月日書之、月日ハ去年ヲ用ル



者也、此ノ記ハ納テ後思出シテ記ス故ニアラマシナリ

④の部分の囲み記事

右ノ上棟札ノ裏ニ曰

司元

大宮司平原孫兵衛

ほかその九左衛門

から屋平右衛門

屋敷赤兵衛

坪根六兵一

さか口武助

末信基右衛門

さかずみ七兵衛

みなミ次平

かち九平四郎

二 両子寺文書 ○両子寺藏

1 「両子寺明細帳」(元文二年)

天台宗

両子村

住持 医王院

一 足曳山両子寺

一 権現堂 長八間半 横四間

但御上 御修葺

一手観音脇立 不動 毘沙門 木仏 但仁開禪作三十年以前二開帳

仕候

本尊裏師十二神脇立日光月光 木仏

但右同断右開帳も仕候

惣大行事 三尊

但右同断

一 山王宮 長貳間 横貳間

山王廿一社 木仏 但仁開之作ナリ

千鉢地藏 木仏 但仁開之作ナリ

右之押殿 長貳間半 横貳間

一 講堂 長五間 横五間 但正月八日鬼会仕候

本尊阿弥陀之三尊 但仁開之作

一 右之外二食堂御座候処ニ唯今石居斗

右年中ニ三季之祭礼、本堂ニ而大般若執行仕、毎月四度ツ、御供宝其節

一 山衆会仕候

一 護摩堂 長四間半 横四間

本尊不動 脇立金剛 せい高 木仏

但三ヶ年以前ニ御断申上修葺仕候、其節米五石小口之内行入村

二而楠木老本御願申上御免被下候

惣住持院 客殿 長六間半 横三間半

本尊阿弥陀木仏

一 庫裏 長拾壹間半 横五間半

一 外二家数式軒

一 本門 但唯今石居斗

一 門 長貳間 横九尺 但内証門

一 寿路門 長九尺 横九尺

一 惣門 長三間 横貳間半

一 寺領高四拾石 但御直御証文

一 此内惣坊中ニ分リ御郡奉行衆寺社御奉行衆御証文有

一 同 七石老斗四升九合 但御役人御証文寺内屋床分、御郡奉行衆寺社奉行衆証文有

但御直御証文

一 但右同断

一 開山堂 但代、本寺隠居所唯今石居住斗

一 両子寺坊中

一 中之坊 長拾間 横四間 住持

一 本尊不動 木仏 蕃川之作 本乗坊

一 御免高

一 外二家老軒

一 同寺坊中

一 大万坊 長九間 横五間 住持

一 松樹院

本尊不動 木仏

御免高

一 隠居所 長三間 横式間半

但大万坊寺内二御座候

一 外二家老軒

同寺坊中

一 安実坊 長六間 横三間

本尊不動 木仏

御免高

一 外二家老軒

同寺坊中

一 実相坊 長五間半 横四間

本尊不動 木仏 但仁聞之作

御免高

一 外二家老軒

同寺坊中

一 財運坊 長六間 横四間

本尊薬師十二神 腕立日光 月光 木仏

御免高

一 外二家老軒

同寺坊中

一 門之坊 長六間半 横三間半

本尊毘沙門 木仏

御免高

一 外二家老軒

同寺坊中

一 自常坊 長五間半 横四間

本尊不動 木仏

御免高

一 外二家老軒

同寺坊中

一 真光坊 長六間 横三間半

本尊彌音 木仏

御免高

一 外二家老軒

同寺坊中

一 南之坊 長六間半 横三間半

本尊毘沙門 木仏

御免高

一 外二家老軒

同寺坊中

一 北之坊 唯今石居斗り

御免高

走水

一 観音石社 長四尺 横四尺

右拜殿 長式間半 横式間

但六月廿六毎年祭り旧例等御座候

一 浅木山恋町余アリ社藏

同寺坊中

一 毘沙門堂 長式間 横九尺

住持

覚城坊

住持

凉智坊

住持

一音坊

支配

惣住持院

支配

両子寺

但上 御修葺

堂領り

九兵衛

但仁聞之作

一 地藏堂 長六尺 横九尺

同断 孫兵衛

一 観音堂 長六尺 横六尺

同断 金左衛門

但仁聞之作

浅木山老反余上り社藏

一 阿弥陀堂 長六尺 横九尺

木仏 三之丞 同断

一 地藏堂 長九尺 横九尺

木仏 永助 同断

一 観音堂 長九尺 横九尺

木仏 武助 同断

但仁聞之作

浅木藏五畝四步御免藏

一 十王堂 長九尺 横九尺

十鉢石仏 金吉 同断

一 愛宿堂 長六尺 横六尺

木仏 養学 同断

一 愛宿堂 長六尺 横六尺

木仏 円美 同断

寺藏ノ拾式軒此内式軒石居斗り

門ノ四軒

堂藏ノ拾五ヶ所内拜殿共

仏數合千九拾壹鉢 但上り帳ニ仏數ハ辻内共ニ入不候

内

式社

阿所権現

千鉢地藏

三鉢

惣大行事

廿八体

廿一社

葉節

五鉢 内老林椿仏

山王

五鉢

観音 阿弥陀脇立共

九鉢

不動脇立共

二鉢

地藏

十鉢 石仏

十王

式鉢

愛宿

四鉢

毘沙門

右之通相改相違無御座書上申候、以上

元文貳年巳六月

五十代

源海法印代

(異筆)「大正八年ヨリ二百年前」

原田仁兵衛殿

阿子惣兵衛殿

2 神社仏閣御改明細 (安政六年)

安政六年
 神社仏閣御改明細
 未三月
 五十七世
 豪千法印代
 両子寺

- 一 両所大権現 両子村 別当 両子寺
 但祭礼二月初午・十一月初午
- 一 寺社御殿 長六間半 横四間半
 但杉皮葺尤
 上御修覆所
- 一 山王宮 同 寺
 但祭礼六月十五日
- 一 寺社御殿 長貳間 横貳間
 但茅葺
- 一 金毘羅宮 東照宮 弁才天 同 寺
 但祭礼三月十七日・八月十日
- 一 石社御殿 長貳尺 横壹尺八寸五分
 押殿 長貳間 横貳間

- 一 講堂 長五間 横五間
 但此外二九尺角之喰堂御座候
- 一 稻荷宮 同 寺
 寺社御殿 長貳間 横九尺
 但茅葺 上ノ御寄附
- 一 十六善神王 同 寺
 寺社御殿 長貳間 横貳間
 但右同断上ノ御寄附
- 一 護摩堂 同 寺
 但修覆仕候節米材木可被下之御例御座候
- 一 両子寺
 一 御成殿 長八間半 横三間半
 一 庫裏 長拾五間半 横五間半
 一 御成門 長壹丈 横九尺六寸
 一 山門 長四間半 横貳間半
 一 總樓堂 九尺四面 右同断
 一 惣門 長三間 横貳間半
 一 裏門 長壹丈五寸 横七尺五寸
- 一 寺中
- 一 大万坊 長九間半 横五間
 一 門 長壹間半 横壹間
 一 但瓦葺
- 一 安実坊 長六間半 横三間半

一 財運坊 長六間 横四間

一 門之坊 長六間半 横三間

一 自常坊 長五間半 横四間

一 中之坊 長拾間 横四尺

一 突相坊 長五間半 横四間

一 真光坊 長六間 横三間半

一 南之坊 長六間半 横三間半

一 北之坊 長六間 横三間

一 走水観音

石社 長四尺 横四尺

拜殿 長式間 横三間半

但上御修禊

横峯

一 毘沙門堂 長式間 横式間

一 地藏堂 長式間 横式間

一 観音堂 長式間 横式間

一 阿弥陀堂 長式間 横九尺

一 十王堂 長式間 横式間

宮之脇

一 阿弥陀堂 長式間 横九尺

一 十王堂 長式間 横式間

但當時石居斗

右間断

右間断

右間断

右間断

支配 両子寺

堂預り

嘉助

壮平

敬右衛門

相助

相助

相助

相助

長平

工ミその

一 地藏堂 長式間 横九尺

一 観音堂 長式間 横式間壹尺

小畑

右者不残両子寺支配所二御座候

中區敷

一 愛宿堂 長式間 横式間

一 愛宿堂 長式間 横式間

神社 産土神

一 歳大明神 宮

支配人 林 来輔

両所大権現

但祭礼六月廿九日・十一月初午

神社御殿 長三間 横三間

但小板蓋 拜殿 長六間 横式間

但瓦葺 龍家 長五間半 横式間半

但右間断

但右間断

一 住吉大明神社 長四尺 横四尺

社人 林来輔 野田土佐二

卯右衛門

吉助

支配山伏 智福院

巴寿院

野田土佐二

社人

社人

社人

社人

社人

社人

社人

社人

社人

社人

社人

社人

社人

社人

當時茅葺相成居候得共先年之通り

但蓮土神東側二御座候

一 山神宮石社 長四尺 横四尺

一 天満宮

但祭礼二月廿五日・十一月廿五日

石社御殿 長式尺 横式尺

拝殿 長式間 横式間半

一 善神王宮

但祭礼八月十一日

石社御殿 長老尺 横式尺五寸

拝殿 長式間 横九尺

一 住吉大明神

御寺社 長九尺 横二尺

すかふ丸

一 山神宮

石社 長三尺 横式尺

粟玉丸

一 同宮

石社 長式尺 横老尺

十武間神社

右之通取調相違無御座候、以上

安政六年末三月

同寺坊中

一 門之坊 長六間半 横三間半

本尊毘沙門 木仏

御免高

一 外二家老軒

住持

智光院

三 宮崎家文書

○個人蔵

1 奈多宮附社人公役御免帳(寛政十二年)

覚

安岐手永分

大宮司 井門長右衛門

權大宮司 泥谷慶閑

別当所 宮内坊

官代所 片山甚志郎

庄 片山新五左衛門

預役 佐藤藤九郎

安岐手永惣取調主役馬場村

伊藤伝藏

奈多村 田代久五郎

御馬所狩宿村 手嶋孫右衛門

御供所頭 田代清兵衛

奈多小宮司 神崎新右衛門

社人 野田土佐二

支配人

惣平

院代 岡子寺

同人

支配人 久左衛門

社人

野田土佐二

支配人

惣平

社人

野田土佐二

支配人

惣平

院代 岡子寺

一 同式拾老石

一 同式拾石三斗七升式合

一 同四拾八石老斗五升三合

一 同四拾三石老斗九合式夕

一 同式拾老石九斗九升八合三夕

伊藤伝藏

奈多村 田代久五郎

御馬所狩宿村 手嶋孫右衛門

御供所頭 田代清兵衛

奈多小宮司 神崎新右衛門

一同拾五石六升四合八分

一同五拾九石

一同五石

一同拾六石八斗五升貳合

一同拾九石三斗四升四合

一同貳石六斗三升貳合

一同拾五石貳斗也

一同四拾七石

一同三石八斗九升

一同拾壹石

一同貳拾三石

佃夕役 神鳥孫介

中關河原 高木善兵衛

澤役 西本村 源右衛門

政所役 首藤小吉

陳道役 神鳥忠四郎

行司役 清藤新兵衛

貝吹役 横城村 八郎

宮内坊横城山 東光寺

里中山狩宿村 西蘭寺

中司役 助作

大内山社人 右近

一同拾五石

小城山慶甫 宝命寺

同子手水分

富水村社人 上原右京

弁分村 宇衛門尉

永松村 三郎

同村 七之丞

羽田方村 田辺宮内

同村 忠五郎

俣見村 惣右衛門

同村 左京

同村 新四郎

安岐手永德祝詞主成久村

同村 河野左京大夫

同村 河野兵衛太夫

同村 河野喜太郎

奈多宮祢宜所 同村 宮崎小介

同村 宮崎千代松

同村 宮崎弥六

九人

来浦手水分

来浦郷司 成仏村

岩屋村 榎木兵部太夫

同村 松木源太夫

同村 興導寺

小原手水分

武藏郷司 見弥与兵衛

弁者使 都留小左衛門

同郷 又治郎

同郷 藤左衛門

同郷 善五郎

武藏梅社宮司

同 藤太郎

同 作右衛門

同 源太郎

同 左京

一同六拾五石貳斗壹升
一同七拾八石五斗也
一同三拾六石三斗五合
一同貳拾五石三斗三升
一同四拾八石貳斗也

同郷 善五郎

四人

同 左京

四口合 千三百六拾六石三斗貳升八合五勺

内 七百貳拾石四斗九升五合三勺

安岐甚三郎手永廿八人分

三百九拾四石六升五合

小原太郎左衛門手永十八人分

百四拾三石八斗三合

阿子久左衛門手永九人分

百拾石

来浦源右衛門手永三人分

惣祝綱主□□□

伊藤伝麿

林宜成久村

宮崎小助

權授綱主

岡村

河野左京大夫

十七人

右持高公役御免御証文刀脇差御免御証文同時二被仰出候也、奥書ハ左ニ御写也

右之通可為赦免旨被仰出候間、其之意可有之候如件

元和三年巳九月廿四日

一 奈多宮社人太刀御免御証文

大官司 井門長右衛門

權大官司 泥谷慶閑

手嶋孫右衛門

田代清兵衛

神島孫介

池田新右衛門

清藤新兵衛

神島忠四郎

神崎新右衛門

田代久五郎

首藤小吉

中園村

高木善兵衛

西本村

澤 源右衛門

中司 助作

細川越中守源朝臣忠興公

御朱印

并裝領主

長岡式部少輔興長 判

御郡代

松井鐵部殿

同

下津半左衛門殿

寺社奉行

後藤但馬殿

同

橋本与助殿

大庄屋 片山甚三郎殿

大官司 井門長右衛門殿

權大官司 泥谷慶閑殿

右此証文奈多宮御殿御奉納有之候処、其詳見諸迄口筆ニ而写之子孫ノ迄難有重宝ニ仕候者也、此本与宮崎家也

寛政九年巳正月下旬 河野相模守謹拜書

御証文附録

一安岐官代家記録ニ云、元和三年巳九月廿四日越中守様御預之時杵築御城代長岡公江被仰付奈多社附社人銘々持高公役御免扶米被下置候処、後年寛永九年豊前小倉之城主小笠原密岐守忠知公杵築御入部御座候朝、御先代之通継目御願申上候所先公之通無別衆被仰出難有仕合奉存候、然処寛永十九年之秋御仕置奉行久野兵太夫殿御入被成候而、右公役扶米卍刀ニ至迄悉ク御取上被仰出候畢

○元和三年ヨリ寛政十二年庚申迄百八十四年ニ成ル

○寛永十九年ヨリ寛政十二年迄百五十九年也

一享保十五年庚戌年九月廿七日奈多社附社家十七人其外庄官代・預役并奈多邑庄屋・横城村貝吹・惣神官都合三十余人持高公役御免被仰口、是ハ御領分三万三千石之辻ニ而役高五百貳拾四石余斗八幡宮社高二被仰付候

右之内ヲ以惣神官配当仕候事

○享保十九年戌ヨリ寛政十二年迄九拾貳年ニ成ル

一享保年中役高御免之儀、以爲八幡宮社高踏出来懸り物之儀出不申、以右之趣いかゞ之儀ニ而御座候哉、当村社人高懸り物邑中間様ニ出申候処、右之儀甚以役所間違之趣ニ社家中相考段々大庄屋根帳・奈多大宮司衆方御殿奉納之御証文を相しらへ重慮也、右社高之内相違無御座ニ付段々役所江改之処、寛政十年戌年冬御物成より邑当り助給銀・番給

銀都而踏出来居付庄屋間様ニ相除ケ儀様被仰出候、為後日記録ニ相儀候以上

右之通当村之社家奈多宮之社人十七人之内相違無御座候間、亦、当社第一末世ニ至迄神忠可致丹精、当村社中立合之上ニ而如此相印申候、如件

執筆 相模守誌

御宣所

宮崎 小膳代

懇祝部

河野 石見守代

権祝部

河野 相模守代

大神宣役

河野 長門守代

附録

一寛政十二年庚申十月十三日奈多宮御宣役先代之通当家相務候儀、大宮司所ニ而被仰付候以上

宮崎 小膳代

是迄石見殿廿年内外預居候

2 年大明神宮記録(寛延二年)

年大明神宮記録

寛延二歳巳二月二十三日

当村高橋藤七母亦兵衛妻也、願二附氏神之御饗替仕度依願口村中相談之上二而相定候、折節実際寺玄桃長老京都二而天位之時分相頼置候所間茂無同年十月二日二御下り被遊、同三日二宮崎氏之社權二凡廿日斗御座被遊候、同十六日宮内二御注連を引河野氏・宮崎氏両家一七日間相詣御位を付、同廿二日二吉日を撰御本社二奉移神御鎮之御神楽河野吉弥卜中仁当年八ツ初而社役二罷出相助申候、寛政十二年庚申之年迄五十五年成、扱其御鎮座之晚山城藤七方ニ被召寄相応之振舞卜諸祝儀も有之日出度相濟候以上

寛政元年西ノ二月初之巳之日当村上之山弁財天恒例之祭ニ而御座候、折節新宅河野佐渡方祭座ニ而御座候、此座配之節清原太平為信心寄進有之候

上田九畝廿老步半 此利年ノ四斗四合

年大明神宮

米六^石辨年ノ歳之餅

山之神宮ニ

同老斗上ル

弁財天宮ニ

同老斗上ル

龍王神宮ニ

同老斗上ル

右之通清原氏ノ寄進有之候

歳大明神年中祭之次第

初而 正月十一日、鈴開之神事有之候、朝早朝二宮ニ而三番神楽奏、片

峯屋鋪ヨリ初社中神酒開雜煮等喰合終日賑ノ敷祭合候、八ツ時分

二馬場八幡宮ニ社參あり

二月初丑之日、是八年ノ種之祭ト申而稻種五斗五升本田ノ出ル、此内卷種ヲ引其跡ニ而四半御供ヲ上

右之通朝座有之候

六月初丑之日夏祭之次第

本田老反之内

三畝村中ノ年貫弁、残而七畝年貫地

御神前

半御供

御高もり

四膳

向膳

貳膳

御菓之次第

一山いも

一もゝ

一ところ

一黒め

一ゆうり

一小豆

一きらり

一しとぎ

右之通相違無之候

村中氏子前日ニ座配有之候

祭当日朝社人村役人衆座配有之候

祝詞主

神主

右之人數相揃

大宮司

神楽座

村役人衆

祝詞主

神主

大宮司

神楽座

村役人中

宮ニ而ハ社人罷擲御神樂奉獻、夏ハ冬之幣ニ而祝詞ヲ獻ス、此日神酒ハ村中ヨ出ル、但シ役所之世話

各ノ罷擲神酒御供頂戴

各敬白

九月九日神事

是ハ三畝之田地有、年貢ヲ取其跡ニ而之祭座相勤候

大宮司屋敷と今ハ高橋勘平方ニ而年ノ座配動メ来リ候

社人村役人中朝飯有、宮ハ鉢御供也

霜月祭大神事之初

本田老反九畝

是ハ年貢村外ニ中興小神田五畝十式歩添、是

ハ年貢地也、利米本田ニ添

神田取納之日祝詞主斎之祓有、外取森主参リ斗初屋舞人ニ渡森主屋

舞人夕飯有

本祭小口明

祝詞主職有

祝詞主

大宮司

神楽座

惣社家

村役人衆

屋舞人

各座配有

終而

大座 女座 老番

祝詞主妻

神主之妻

座配有

大宮司之妻

吸物

冷酒三献

御肴

かすつけ

間酒貳献

せり焼

終而御本膳

串焼 けうもうし三串

大座貳番座 男座

社人役人十貳名、氏子中

濃東

御吸物

冷酒三献

間酒二献

御肴

かすつけ

芹焼

御本膳

小串焼

祝詞主

大宮司

諸司 神主兼役

御本膳終而

米当座

是ハ社人役人拾貳名

御吸物

御肴 かすつけ

芹やき

盃ハ観碗三献

同日晚門注連

門ニ餅御供七膳 但中餅十四也

備之餅 貳膳 祝詞司

貳膳 神主

貳膳 大宮司

貳膳 祭元

御盃冷酒三獻間酒貳獻

同晚夕飯餅雜煮 但小豆煎附入なり

御酒 白酒也

御肴 かすつけ

芹焼

祭定日丑之日朝御供之知り取ヲ書

朝食有

一日向かわらけハもてわらにて捧

以上百貳拾 是ハ家舞人之仕事なり

一御前御肴 丑之したいの木ニて捧、是ハ村之大宮司之細工なり

一当社岩戸神楽等有之候時、代々宮崎家より世話仕替ニ御座候、右ニ付

神前供物米一切森主方ニ納ルなり、代々古老之中伝りなり

四方指之事

東ハ清太ヶ淵之瀝より堀之巻本木荒木川

南ハ荒木川より大通寺之谷川夫婦木之池迄

西ハ夫婦之池より向之小野鬼ヶ城鳥帽岩

北ハ油留木境より田平山安宗実麻寺之後仁与塩崎繩手藤太迄

是ハもし造宮等有之節遷宮杯ニ四方指改ルなり

祝詞主

右三人格式之座有 神主

大宮司

同日晩飯敷献

社人中

役人中

跡ハ祭元志次第

御神前供物次第

本御供白米老斗貳升

半御供白米六升也

御神前御膳御高森

向膳 貳膳

御隠居神 御高森

向膳 貳膳

外形御供

此内老膳八斎之御供

庄官代 九膳

神楽座 貳膳

村庄屋 貳膳

御本社之分四膳之内

御高もり添一膳

向懸添貳膳

祝詞主役ニ下ル

二之殿御隠居之分 御膳四膳

奇宮御供一せん系
御高もり向膳
武膳諸司神主ニ下ル

ノ五膳

舁形 式膳

十式名ニ配当

御本社御高森 一膳

ノ三膳

丑之日終日神事式法之次第

一番 祭礼神楽ヲ備

次ニ 濃東 白粉ニ御菜もり、残をもりて社中村役人十二名ニ
配当なり

白酒三献 元來此酒ハ当後ト申て來当ニあたる名々造出シテ宮
ニ用ルなり、村中榎八合ツゝ調酒ニ造ルなり

御肴かすつけ

二番ニ 將軍之神楽ヲ勤ル、是ハ花神楽といふ

次ニ吸物冷酒三献 是ハ汁わんなり

御肴芹焼ヲ引

次ニ親祝三献

御肴 是ハ豆^{マメ}之口^{クチ}んがく也
けうもうし

次ニ神之神楽有 此時かわらけ十武出ル、是ハ代々山城高橋氏出ル

次ニ屋舞人舞有

次ニ相撲有 年々の屋舞人なり

次ニ小供之相撲 三番打なり

次ニ祝詞敬白

其日千秋楽

祭当日朝山之神祭有

是ハ小餅七拾式 森主方ニ下ル

上品之神酒添

御膳御菜之次第

くり いもまき

たまき くしかき

山いも 小豆

ところ 切こんふ

うと こんにやく

みかん とき

拾貳名

子ノ年 源七 午ノ年 次右衛門

丑ノ年 嘉助 未ノ年 源平

寅ノ年 早助 申ノ年 八百吉

卯ノ年 小膳 酉ノ年 幾平

辰ノ年 定藏 戌ノ年 忠藏

巳ノ年 長門 亥ノ年 代藏

拾貳名

之、当日朝門注連内之祓終而社中・村役人・大官司

朝飯有

御神前半御供

外ニ米貳升

御菜之品、

御隠居神備利行氏奉納

ゆふり

木瓜 ところ

しとき 柿 桃

山芋

七色

神酒

數米 吉祥竹茅也

十貳名ニ配當

終

本祭初中後式法

十二月初五之日

神田期上ケ之朝、祝詞主祭元祓有朝飯有、此日斎宮江高幣奉納祝部

修行

神田期上ケ晚、神主宮崎家祭元ニ参り程之都合相改メ屋舞人ニ御供

米之麴を渡ス、其晚夕飯有

白酒造之朝酒部屋之祓有、祝詞方ニ動ル

祭日五日前ニ米打魚取、同日ノ白酒之口開有、其日も祓有

三日前ニ小口明ケ神主祝詞主大官司屋舞人夕飯有、其日も祓有

二日前ニ氏子座有、村中夫婦寄

座配之次第 女座初座也

神主妻 但シ吸物ニ而冷酒三献、間酒貳献、肴九つク

祝詞主妻 り・せり焼・かすつけ

大官司妻

一 貳番座男座 神主

祝詞主 右三人女座之ヘリ
大官司

次ニ本膳 三人之女座 三人之男座 飛蓮之串焼引

内之祓祝詞主動ル

一 来当座 社中役人中十貳名

吸物ニ而飯碗ニ而来当座シ有

門注連之式法

老臘ニ付三ツツ、

門之御供辦 七膳

御酒散米祓祝詞主行

門之備 御雜煮 四膳

御器 門之備配當之事

但シ小豆煎

二膳

神主 宮崎氏

二膳

祝部 河野氏

老臘

大官司 高橋氏

祭元江

門注連夕飯社中役人屋舞人

此日大官司神前之口を掃中之したいニ而老尺貳寸

十二月子之日夜戸祭

但シ村中親八合ツ、調白酒を造、宮ニ而社

神前神酒 老舂

其便祝詞方ニ送ル 中役人中宮ニ而座配有

神前御燈明

本祭より献ス

神楽座之燈明

夜戸祭より献ス

御祭当日朝

但シ神主・祝詞主・大官司右三人朝飯有、御上

品之口開キ御供之チリ取ト古キ申伝也

御神前式法

一 御本膳 十七膳 内

御高森 四膳

向膳 四膳

升形 九膳

拾七膳 右之内卷膳煮宮江獻ス

御菜之品

一 御香形十六束

山芋老束

ところ 楮廿式十

揚廿

くりサ

只巻

芋巻

豆巻 串柿貳十 小豆貳合

こんにやく式丁

昆布

しとぎ老束

白はへサ

拾四色外ニ御酒飲米

一 当日山之神祭

但神前餅散米五合上品老升五合、白酒老升五合
祝詞主方納、餅御供七十式白酒老升五合神主宮

崎氏二納

一 土器 拾式

大宮司高橋家出ル

拝殿座位之次第

一 直會

但シ社中役人中

大宮司

後

官代

前

盃白酒三獻

当後出ル

肴かすつけ

一 吸物

但シ右之人數本祭仕出ス

同 三献 せり焼之口口

当後出ル

次大盃

飯碗 三献

本祭出ス

肴 れんかく

次御神楽等相済祝詞歌白有

神前御膳配当

但シ神主宮崎氏抱之

舁形 貳膳

但シ官代所江祭元出送ル

御高森 貳膳

但シ御恩居神備之内

向膳 貳膳

斎宮之備 老膳

但シ神主宮崎家二納ル

御高森 老膳

但シ御本社備之内

向膳 貳膳

舁形 貳膳

祝詞主河野氏二納ル

舁形 老膳

但シ中興田地寄附依テ永代利行家二納ル

舁形 老膳

但シ御本社備之内

舁形 老膳

但シ御本社備之内

御高盛 老膳

但シ御本社備之内

舁形 貳膳

但シ御本社備之内

星之餅 拾六

内九ツ一星舞人 七ツ二星舞人

丑之自晚 板鐘祓

但シ社中・役人中・大宮司・屋舞人夕飯あり

飯御供 貳升

但シ祭之日屋飯屋舞二人二而取之

白酒 貳升

但シ屋舞式人二而海二行時持參

白酒 貳升

但シ官代所江御使之節持參之

白米

神前向諸入用

白米

但シ御供米

白米

但シ御供米

白米

但シ御供米

白米

但シ御供米

白米

但シ御供米

白米

但シ御供米

白米

但シ御供米

一 白米 四升 御隱居神之備利行氏ノ奉納

一 白米 老斗貳升 但シ餅御供米

一 白米 五升 但上品糍共本社備老升五合、山之神之備老升

五合

但シ御供米老斗七升之内

一 白米 三升 但シしとぎ卒巻唯巻豆巻

一 黒米 老升 此内五合山之神之散米也

一 御幣紙 老束

一 荒薦 老枚

一 粟之器

日向かわらけ共云 百貳拾

右者延享元子歲相改候氏神祭礼式之帳而文字等紛失之所依有之此度順年之米当江相渡申候、随分古例之通神事相勤可申之処如件

享和貳載戌如月初丑日

当社神主諸司役

宮崎小膳藤原清重

当社祝部役

河野長門守小千通貞

当邑庄屋

利行治右衛門源親次

此帳宮崎家之懐シ而有所謂テ見是氏神祭礼節要也、雖然歳霜ヲ経紛失而已多シ、干時神主清重祝詞主通貞予に曰夕願ハ此紛失ヲ繁キ順番之祭当披露イタシ古キ導而求新ヲ氏子長昌玉物にし侍ラント、堅請に仍而笔

愚ヲ執り謹令是書写口矣

河野相模守一昌誌

本書ハ相模書作清重控江河野佐渡守通実行年六拾五にシ而享和二載戌明月初旬老筆謹写之書敬白

(異筆)

宮崎氏住物

4 歳大明神宮祭礼并当社建立之次第

永治元年辛酉十月假御殿建立齋宮、翌年壬戌歳春木殿建立

日向国宮崎之領主社官藤原清人者明神口行を夢口所欲を捨て当成久邑に來る、時永治元年辛酉十月假に宝殿を造りて祭る齋宮是也、翌二年壬戌之春私財を投して神殿を建立之専心神事ニ努む、人呼で宮崎之守護神と云ふ宮崎之元祖也

從四品大弁從五位下淡路權之守藤原清人

是当社歳大明神御鎮座の初り也、彼藤原清人此所二居住して神事祭礼を司る、是を佈宣と号則宮崎氏の元祖也

一 当社祭礼之次第

正月十一日 鈴開の神事

是ハ年内より供奉る御鏡を此日下して

神職家村役人村中及十二名に配当す

二月初丑 御田植の神事

是ハ種子の初穂にて御供奉神木十二本

四月彼岸の神事

三月三日

六月初五日十二名順年にて

備則十二名に賦此神を鞭に用よし

是ハ初中後三度の神楽

草餅を供して神楽奉

御供御神酒を奉り、薄の御幣にて敬清

ミ之此薄大官司及十二名に配当、仍当

村におゐて此日迄若薄を刈事を禁す、

頗然なり

八月彼岸

九月九日

十一月初五日大祭礼

初中後三度の神楽

御供御神酒を備て神楽

十二名順年当日四日目前を小口明と云

村役人十二名の家、尤社職中也、三日

目前を内役と云村中夫婦十二名社家不

残会合、此日端出縄おろし二日目前御

供拵当晚よとの神事当ル

官代 黒田

庄 川つら

預 川ノ敷

大官司 成久村 水口墨敷高橋氏

祢宜 同村 片峯墨敷河野氏

神主 同村 庄屋墨敷宮崎氏

祝詞主 同村 橋木屋敷河野氏

子 同村 正面名

丑 同村 西ノ園名

寅 同村 龍王名

卯 同村 五田名

辰 同村 橋本名

午 同村 安衆名

未 同村 井手之通名

申 同村 有智山名

酉 同村 中園名

戌 同村 東名

亥 同村 石盤名

当日晚神職中祭座神口け板敷弘

同月廿九日願弘の神事、終日の神楽祭座祢宜執行

十二月晦日 歳暮の神事祝詞主執行

一 当社建立之次第、是より前不識

○文祿四年乙未三月廿六日造營

同殿之内船社四社ニ舛形四膳也、神楽ハ余社同前、山人舞相撰有、当日出席之家、

- 一番 火ノ神の祭り
- 二番 水ノ神の祭り
- 三番 木ノ神の祭り
- 四番 山御前の祭り
- 五番 いつきの祭り
- 六番 本社の祭り、当社ハ二社明神也

一殿 五升モリ一膳、二・三合三膳也
二殿 同断

大檀那 京泊城主 熊谷内藏丞丹治直陣公建立

大官司 高橋次郎左衛門尉大藏種昌

神主兼庄屋 宮崎千代太夫藤原宏盛

林宜兼祝詞主 河野外記太夫越智通興

一 元和九年十一月吉日造營

大檀那木付城主松井佐渡守豊臣康之御内室建立

奉行 羽加宇兵衛藤原政行

大官司 高橋次郎左衛門尉大藏種長

神主兼庄屋 宮崎小介藤原宏直

林宜 河野左京大夫越智通晃

祝詞主 河野兵衛太夫越智通照

大工 諸留與三郎藤原就長

小工 小川清右衛門平久基

筆者 宇佐氏元永右馬允入道休雪行年七十歳

○寛永十年癸酉十月吉日造營

大願主 林宜 河野左京大夫越智通晃

官代 官代 片山八郎兵衛源幸增

代官 北村又左衛門尉中原兼弘

大官司 高橋次郎助大藏種昌

神主 宮崎藤十郎藤原宏繼

祝詞主 河野兵衛太夫越智通照

庄屋 清原與介清原行光

鍛冶 利行茂左衛門尉源親種

大工 中野三右衛門尉紀光榮

筆者 立花源右衛門尉橋成固

宇佐氏元永右馬允入道休雪行年八十一歳

○寛文八年戊申四月吉祥日造營村中惣建立

木付城主 松平東市正源直次公

仁与山二おみて材木數百本被下訖

宮代 片山三郎兵衛尉

大官司 高橋次郎八大藏種春

神主 宮崎左衛門太夫藤原宏勝

林宜 河野左衛門尉越智通固

祝詞主 河野兵部太夫越智通岑

鍛冶 富川惣左衛門尉平定門

大工 今留六郎左衛門藤原泰治

小工 佐藤弥右衛門尉藤原忠紀

豊前國並当国速見國崎兩郡の太守細川越中守源忠興公木付城ニ松井佐渡守殿を居口めて城代とし則忠興公の御妹君おこほ殿と申を松井殿に娶しむ云々、おこほ殿の御化粧料として都甲の内松行村式百石・当村之内三百石合て五百石御附被成候而木付へ被遣候、依之当社御建立被成、尤神領として中園成久内村にて田島老町坪付有別紙被附置候、尤御私領政務の爲に羽加宇兵衛殿当村居宅構妻共居被申御事、寛永九年細川厘形國替にて肥後國へ移給ふ、仍小笠原老岐守源忠知公木付城ニ御入部の砌当社神領の儀越中様時代の通り被附置被下候様ニと願上候得共女の寄附なれハ継目といふ事有間敷のよし有て寛永十九年被召上、神領訖

庄屋 清原太兵衛尉清原光郷
海印山実際寺嗣祖比丘沙門北原伝国叟書

○元禄三年庚午十二月吉日造管村中建立

宮代 片山八左衛門尉

大宮司 高橋作平大藏種宣

神主 宮崎三左衛門尉藤原宏宣

祢宜 河野権之進越智通長

祝詞主 河野伊左衛門尉越智通之

鍛冶 宮川権兵衛尉平光長

大工 二宮七之允藤原就行

小工 東山助三郎藤原定房

庄屋 清原弥次右衛門尉清原光長

河野権之進越智通長謹書

元禄十二年己卯四月木付城市住松本久口井一村氏人等合力而新奉

造立朱鳥居

一 当社の神領ハ小笠原老岐守様木付御入部の砌ニ被召放によりて村中として社田所□□にて三反四畝余立つ置テ十二名にて順年に祭礼興行す、尤年中式ノの神事形のごとく衰微して多ハ退転の神事あり、右之社田ハ老岐守様御代より今に至るまで当村にて年貢を并償し、其所務を祭礼供料となす如件

右

宝永七年庚寅十月日

神主 宮崎三左衛門尉藤原宏宣 敬白

伝曰安岐二七社ト申ハ 中園 成久 山口 西本
歳殿 歳大明神 牛頭 額大明神

上馬場 上馬場 浦下原
熊野 善神王 賀茂

神主宮崎氏御内殿勅式事

一 御祭礼当日ハ鳥帽子白張ニ而一番ニ御神前御願ヲ開、御内殿掃除等

イタシ夫ヨリ御殿替相濟神酒御供ヲ載也御献ヲ動ル、次ニ御神楽相

濟夫ヨリ祝詞河野氏敬白也、祝詞相勤ル間ハ神前左座ニ而敬白、但

シ夜戸祭モ右之通可想得也

一 詞祝相濟夫ヨリ御供御前配当神主ノ役儀也、猶又二月ハ梅六月ハ吉

祥草十一月ハ花幣尚神神楽ノ拵屋舞人神楽正木カツラノ手廻是皆神

主ノ役也、祝詞主河野氏ハ敬白ノ祝詞斗外ニ神前ニ而役儀ハ無之候

事

上棟札 豊之後州國崎之郡安岐成久村

年大明神社榎老字之次第村中建立

享保十二年丁未九月吉祥日

神主 宮崎求馬藤原安貞

祝詞主 河野兵部大夫越智通次

祢宜 河野修理越智通春

大宮司 高橋次郎左衛門尉□次

庄屋 利行審兵衛尉清原親信

弁指 中野源七尉光久

同 橋伝右衛門尉安次

山之口 清原源之丞義知

大工 宮永左衛門

小工 同村 助七

小挽 同村 助八

小倉之城下西田町四丁目 松皮屋

河村次右衛門

檜皮屋 原田亦八

林田吉兵衛

松浦半七

鈴木太郎兵衛

筆者 利行喜兵衛親信謹書

天下泰平

奉再建歳大明神御殿一字

国土安全

六月吉焉

御領主松平河内守源朝臣親良

神主 宮崎小膳藤原清次

祝詞主 河野右膳越智道勝

大宮司 高橋順右衛門

庄司 利行喜兵衛尉重政

願主 利行重右衛門尉

夫力 氏子中

大工 加徳内匠藤原吉住

全 元藏

山之口 利行茂左衛門

弁指 高橋為右衛門

全 清原寛兵衛

右

天保九年戊十二月幸社御奉行衆御指図ニ而大宮司六郎方江藤渡候事

大宮司 高橋 六郎

右

棟札

寺社方手附

筆者 岐部 建策

II 近代資料

ここには、安岐郷城の東南部一帯を灌漑する尾弘池に関する記録―尾弘池由緒書―と大正五（一九一六）年刊行の『朝来村史蹟写真帖』に掲載された古写真の一部を収載した。

『尾弘池由緒書』は、池を管理する年行司の間で持ち回りされる記録の一つである。明治四三（一九一〇）年に作成されたもので、堅帳で丁数は一三三丁に及ぶ。その内容は、まず尾弘池の歴史が記述され、次いで明治一一（一八七八）年制定の尾弘池規則、同二五年制定の規則追加が記されている。この規則制定に伴い、池を管理する年行司という役職が初めて設置されており、これは現在まで継承されている。このような池の管理体制の整備をうけて、本記録では明治一二年以後の一年ごとと池の落水の月日と水位の変動および池に関わる諸行事や工事のことなどが記されている。この単年ごとの記述が本記録の中心であり、昭和三一年度までの記載がある。それ以後は冊子を変えて、同様の体裁で書き継がれ現在に至っている。なお、明治四三年までは中野行重の筆になり、それ以後は歴代の年行司が各々書き継いでいる。

ここでは分量も膨大であることから、尾弘池の歴史に関わる部分と単年ごとの記録のうち明治一五年旧八月の年行司交代以前までの記述を抄出した。

『朝来村史蹟写真帖』は総計六四頁の横帳形式の本である。朝来村郷土研究会の編集になり、東国東郡長沖田義信の他、喜田貞吉・天沼俊一・和田千吉・伊東安治の序文を載せる。この写真帖を編集した朝来村郷土研究会がいかなる組織であったのか、ここでは充分に明らかになし得な

いが、喜田貞吉の序文には、「幹事の一人なる河野清實君」とある。河野清實は、『豊後国東半島史』をはじめ多くの編者書を残した、二〇世紀前半の研究者であり、河野が会の中心にあつたことが窺える。

さて、ここには六六葉の古写真―奥付によると写真は西安岐村の小川春吉が撮影した―が載せられており、二〇世紀前半の地域の様子を伝えるものとして重要な書籍といえる。以下では寺社と仏像などの文化財、景観を捉えたものを載せた。特に、出土遺物などの文化財については現在確認できないものが多く、貴重な記録といえよう。

一 尾泚池由緒書（抄出）

緒言

夫レ農ハ國ノ本ナリト宜ナル哉、衣食一トシテ農ニ仰ガザルナシ、我瑞
 德國ハ土壤肥沃氣候温暖ニシテ最耕耨ニ適スルノ地ナリ、故ニ斯業ニ精
 勵努力セバ畜ニ個々修身濟家ノ美ヲ発揚スルノミナラズ延イテ國ヲ富マ
 シ身ヲ強フシ教育他方般ノ事業ニ活氣ヲ生ゼシムルヤ必セリ、然リト
 雖トモ水乏シク旱魃ヲ免レザレバ則嘉禾発育スル能ハズ、故ニ水利ヲ興
 シテ旱害ヲ除キ以テ國家ノ公益ヲ圖ルハ実ニ人生ノ要務タルコト言ヲ保
 タザルナリ、大添村尾泚池ハ今ヲ去ル癸ニ二百五十余年前万治二年大添
 里正笠置弥兵衛氏大ニ意ヲ水利ニ注ギ乃チ安岐里正片山平兵衛氏ニ謀リ
 地ヲ茲ニトシ濬ニ請ヒテ此池ヲ鑿ル寛文三年竣功セリ、實ニ藩内唯一ノ
 大池ト称ス、其水大添、鍋倉・下山口・守江・横城・奈多ノ六ヶ村ニ分
 注ス灌田約四十町五段、藩主其ノ功ヲ賞シ同年四月兩里正ヲ代官ノ邸ニ
 召シ片山氏ニ新地百五十石ヲ笠置氏二年々米十俵ヲ賜フ、爾後九十余年
 ヲ経テ寛延三年ニ至リ大添里正笠置弥兵衛・下山口里正安部忠次郎ノ二
 氏首唱シ外四村ノ里正ト相謀リ濬ニ請ヒテ堤ヲ増シ堀掛ヲ設ケタリ、然
 レドモ世ノ進運ニ伴ヒ農耕ノ道益々閉ケ閑墾愈々多シ、是ヲ以テ十有餘
 年ヲ経テ弘化ノ初年ニ至リ水亦乏シ是ニ於テ乎下山口里正安部甚八郎氏
 大ニ之ヲ憂ヒ外五ヶ村ノ里正ニ謀リテ堀掛工事ヲ起シ相与ニ一致協力シ
 テ拮据經營其ノ工ヲ竣ヘ更ニ堤ヲ増築シ遂ニ現今ノ水利ヲ得ルニ至レリ、
 今ヤ穀禾穰々倉庫ニ溢レ衆人熙々繁榮ヲ樂ム者莫ニ此池ノ賜ナリ、諸氏
 ノ功勞亦大ナリト謂フベシ、明治七年石祠ヲ池辺ニ設ケテ水神ヲ奉祀シ
 又碑ヲ建テテ安部・笠置・片山三氏ノ功ヲ無窮ニ伝フ、然レドモ明瞭

ナル此池ノ記録ナク只古老ノ口碑ニ伝ハル所アルノミ、余偶マ明治四十
 年村治上ノ事ニ關シ笠置家ノ旧書ヲ探キ茲ニ明瞭ナル記録ヲ得タリ、余
 時ニ年行司ノ職ニ在リ乃チ之ヲ池組六区长ニ謀リ笠置・安部両家ノ秘書
 ヲ参照シテ之ヲ抜書シ併セテ其功勞ヲ永遠ニ表彰シ以テ繪言トナス云爾

明治四十三年十月

大添

中野行重誌

追記 本書ハ尾泚池ニ係ル該年ノ当路者ノ許ニ保存シ置キ後世ニ至ル迄
 重要ノ件ハ八年々其事項ヲ記載スルモノトス

尾泚池ノ義ハ寛文三卯年ノ築立ニシテ土地ハ大添村分、全年池成田引方
 左ノ通り

字尾泚

一 下々田 老段八畝老步半

大添十助

字尾泚

一 下々田 六畝拾步半

同人

字尾泚

一 下々田 拾八步半

同人

字尾泚

一 下々田 三畝八步半

大添治右衛門

字尾泚

一 下々田 武段拾步

同人

字尾泚

一 下々田 老段武畝拾步半

弥平

字尾泚

一 下々田 武畝拾三步半 同人

宇尾弘 一 下々田 卷段八畝拾歩 同人

宇尾弘 一 下々田 七畝拾七歩 伊右衛門

宇尾弘 一 下々田 卷段三畝 同人

一 下々田 同人

一 下々田 同人

一 下々田 同人

畝ノ 卷町武畝拾歩

高 九石武斗卷升

右池床引方此外溝成引方田畑共少々有之、右池成ハ前年檢地帳前ノ本行引方相分リ地代金銀札老實參拾目当時池尻ヘ下々田武段參畝武拾參歩半有之候ヘドモ、此坪御檢地ニ無之寛保頃ノ名前ヨリ有之池出来後ハ別ニ引水致シ申サズ、種尻凡ソ八拾間位ノ處ヘ五寸ノ竹篋二本据ヘ池水ヲ落

ス毎ニ通ハ七葉フ様申談シ池組合ノ夫役一切關係御座ナク候
一 築立ノ当時御出役并ニ引受ノ者左ノ通り

御代官 大河内五太夫様

御足輕 田中吉右衛門様

御監役 安岐大庄屋 片山平兵衛様

引受 大添庄屋 笠置弥兵衛様

賄方 鍋倉惣左衛門 姓渡邊

御宿 大添新兵衛 姓中野

右之面々其外数多ノ手伝夫、横三間長サ五間ノ小屋住居ニテ御国夫ヲ以テ卯ノ正月廿一日ヨリ御普請ノ事ニ御座候

一 東土手 長四拾七間三合 高三間半 此坪千六百五拾五坪半

此夫仕辻 卷万五百八十八人 平均卷升五才

此救扶麦 百拾卷石卷斗卷升七合

内訳 大麦 六拾七石八斗卷升七合

大唐米 四拾參石參斗五升九合

一 南土手 長拾老間七合 高參間半 此坪四拾坪九合半

此夫仕辻 參百武拾七人 平均卷升五才

此救扶麦 參石四斗參升九合八勺

一 北土手 長拾老間參合 高參間半 此坪四拾參坪五歩

此夫仕辻 三百四十四人 平均一升五才

此救扶麦 參石六斗卷升武合

寛文三年卯四月十一日 大添庄屋 赤兵衛

一 寛延三年午年春大添下山口堀割普請致シ候、尤モ其レ迄^{トコ}ハ堀貫ニテ石樋ナド掘ヘ有リシモノノ如ク当時尚石樋ノ形子存シ居リ候

一 大添村庄屋弥右衛門方并ニ病相煩ヒ申候ニ付引受相成ラズ、下山

口庄屋忠次郎引受長六間横三間ノ小屋住居ニテ午ノ七月廿一日ヨリ

八月三日迄御普請相済申候、此度出役ノ御名前并ニ引受ノ者ヘ大麥

被下置候

御代官 元田甚右衛門殿

御足輕 川嶋勘兵衛殿

大庄屋 安岐八右衛門殿

手代 中園多右衛門様

下山口 庄屋忠次郎 弁差甚九郎

弁差勘兵衛 小屋詰兵衛

全四未年大添村万事引受三月十五日ヨリ廿六日迄夫仕御出役

御代官

河野治右衛門様

郷足輕

内林清七様

大庄屋

安岐八右衛門様

手代

成久茂右衛門様

吉松治助

御普請相済引受ノ者へ大唐米被下候

大唐米式斗 大庄屋 弥右衛門

全 七升 同村弁差 九兵衛

全 七升 同村 全 伴右衛門

全 七升 同村 全 諸助

全 七升 同村御宿 十右門

全 老斗 同村賄方 権右門

全 老斗 同村下宿 金助

全 七升 同村 久助

大唐米式斗 下山口庄屋忠次郎

全 七升 同村弁差 甚九郎

全 七升 同村 全 勘兵衛

全 七升 同村賄方 孫右門

全 式斗 同村手代 茂右門

全 式斗 同村 全 治助

右之通りニ被下候

長五十間

一 此普請地山 横十間 此坪式貳百八拾坪

深四間

此夫老万九百貳拾七人 平均一升七斗

此扶持壹百貳拾石老斗五升

寛延四年未四月四日 下山口庄屋 忠次郎

右之外段々修葺等并ニ申極ノ事左ノ通り

一 掘掘へ方ハ三方ニ水掛リ六ヶ村ニテ修葺ノ節ハ出夫出張寄合ニテ仕

り樋穴ハ往古ヨリ四寸樋守ハ大添ニ一人相立テ池組六ヶ村ヨリ給米

四斗宛年々相渡シ来り候処、検査ノ節度々樋穴太ク相成樋守ハ抜キ

差シノ節運願ノ所置出旁不締リト相成リ捨置懸キ段申上候処、文政

十亥年御代官加藤治右衛門様根付改メノ為メ御難村ニ相成リ横城御

宿泊ノ節年番塩屋券八郎立会ヒ横城鹿蔵へ申談シ、池組中御召寄色々

御評議ノ上本土手掛り少々其ノ上水勢強キ故樋穴ヲ五分細メ致スベ

クト被仰付樋守三方ニ相立テ受持入違へ抜キ差シノ節ハ共ニ立会ヒ

稟直ニ取計ヒ候様被仰付、是迄テハ一人ニテ給米四斗ノ処此度改メ

テ一人ニ付式斗五升宛相渡ス様被仰付、樋穴ハ本土手三寸五分南北

土手四寸ニ改正相成候

一 米七斗五升 樋守三人被

一 本土手 米老斗六升卷合 八升七合 守江 七升四合 錦着

一 南土手 米式斗九升六合 老斗卷升八合 横城 老斗七升八合 森多

一 北土手 米式斗九升卷合 老斗四升八合 大藤 老斗四升五合 下山口

右之通り相定メ万事加藤治右衛門様御聞取り置キニテ規定相改メ来り候

処、何時トナク相流レ本土手ヨリハ懸ケ合モナク大切ノ水不始末ニ相成

り銘々勝手ニ抜キ差シ可致トノ申衆ニテ近年受持ノ樋守ト相成リ給米ノ

取遣りモ仕ラズ本土手ノ方ハ掃守モ無之守江・鍋倉各自ニ抜キ差シ仕リ
一入自儘ノ事ニ相成候

本土手へ透水仕候ニ付御願申上ゲ天保十四卯九月前築キ仕候、御代官井田寿右衛門様御出仕住居ニテ御普請相濟候、尤モ小屋掛ケハ外村々ヨリ取計ヒ筋道具一切守江・鍋倉ヨリ差出シ万事守江和右衛門差配ニテ相濟候後、前築石工賃并ニ人用割方通守給米定メ相当ニモ可有之ト是ニ割方可仕候段申談ノ上割方仕候、守江村ヨリ普請中賄夫多分出過ギニ付平均可仕ニ付、此後何方ニ普請ノ節外村々ヨリ出掛可申ニ付此儘押移リ呉レ度旨申談候へ共、多少ニモ拘ハラズ平均取引可仕此度出懸相濟シ可然段和右門被申候ニ付、右入用丈割合ヲ以テ平均老人老及宛不足賃銀札守江村へ遣ハシ申ハ此節諸般一切和右門引受ケニ御座候

下 山 口 安 部 甚 八 郎 経 營 堀 懸 由 路 略 記

一 杵築領内ニ第一ノ大池ニ御座候處、往古ヨリ年々水溜リ兼ネ池下村々老人共申伝へニハ人生一代ニ満水スルハ二度位ノ事ニ御座候ト申来リ、此池ハ六・七合溜リ候事モ稀ナル事ニテ年々依リテハ二・三合位ニテ平均五・六合内外ニテ何分池下六ヶ村度々ノ干損甚以テ煩ハシキ次第ニテ毎々池下村々へ不少御檢見有之、御損米不計候ニ付下山口庄屋忠八郎思ヒ立テニテ何卒年々満水スル様仕度其仕方相積リ堀掛ヲ致ス思ヒ付ニテ數度露出地理見積リ堀掛ケ致シ年々十分満水ニ相成候仕法御座候ニ付池組庄屋中へ甚八郎ヨリ申候、此池ハ御領分隨一之大池ニテ六ヶ村ニ掛リ候處、先年ヨリ水溜リ兼ネ年々ヨリテハ池二三・四合位ノ水ヲ以テ池下田地ヲ養ヒ候様ノ年モ有之、何分六ヶ村度々干損不少御檢見度々ノ事ニテ池下ノ者大難儀致シ御

上ニテモ不計御損米相立候間何卒年々満水ニ候様ノ工夫ハ御座アルマジクヤト數年相考へ候處堀掛ケヲ致シテ水取り候ハズ年々満水ニ可相成ト思ヒ付候間六ヶ村一致ニ相成堀掛ケヲ致度段相談仕候處、池組庄屋中申候ハ其元咄ノ通り水取り候ハズ宜敷事ニ候間先年ヨリ堀リテ置ソフナ事ニ候、然ル処亦トレ候様ニ相見へ候儀ト申スニ付、甚八郎申候ハ批者考へノ処ハ積リ通りニ堀掛ケ出来候ハズ年々満水ニ可相成ト考へ候間御苦勞ナガラ見積リヲ可被下ト池組ノ庄屋中へ申候處、兎角手スキモ少ク依テ見積リニモ罷リ出デズ其儘ニ推シ移リ磨リ候處、夫レヨリ年々長日照リ多キニ付毎年ノ干損不少甚ダ以テ煩ハシキ事ニ付池組老分ノ庄屋へ甚八郎ヨリ申候ハ何卒堀掛ケ致シ度候間場所ヲ立合ヒ篤クト早々見積リ候上取り掛リ堀申度段相談致シ候へ共、折々多用旁何ヤラ兎角見積リモ致サズ彼是ト延引ニ相成磨リ候内又々大長日照リ御座候池掛リ六ヶ村へ白干ニ相成候、田坪殊ノ外ヨケイ出来アマリ煩ハシクタイガタク御座候ニ付度々甚八郎池床へ罷り出地理ヲ見立水トレ候處ヲ見積リ仕リ堀掛ケ致シ度場所毎々四面ニ相認メ弘化ニ已夏御代官川島安右衛門殿へ申出候處、御代官ヨリハ宜敷思ヒ付ニ候此度上ヨリ仰出候ハ何事ニテモ御家ノ御為メ筋ニ相成候事ハ無慮申出候様被仰出候、且又近來新池致度願書數々出候處随分新池モ様子ニ依リ御免ニモ可相成候へ共、夫ヨリハ昔ヨリ在來ノ池土手上ゲ得出来池ハ土手上ゲ致シ堀掛候候テ貯水ノ方法可致旨御願書出候間、早速此段御郡奉行へ申上ト被仰聞候處、其二日後弘化三年六月十八日年番守江和右衛門方へ庄屋中打寄御座候、当日御代官川島安右衛門様ヨリ御狀ヲ以テ被仰付候其御文ハ左ノ通り

尾弘池ノ儀ハ是迄満水ト申スハ人生一代ニ兩度位ノ事ニテ度々干

損ト聞及候処、下山口甚八郎ヨリ申出候ハ堀掛ヲ致シ候得者随分
水ノ取方可有之年々満水ニ可相成仕方可有之段申出候ニ付、至極
宜敷心付ノ事ニ付早速御郡所殿へ申上候処今迄毎々ノ早損有之池
掛リ難決ノ処堀掛致シ水取ル様ノ工夫思ヒ付略図ヲ以テ申出候段
無比上宜敷事ニ候間一兩日ノ内池組庄屋中不残尾払へ罷出見積リ
方致シ夫積致シ可申出旨被仰付候間、早速一兩日ノ内各池床へ罷
出夫積致シ可申出候以上

弘化四年六月十八日

川島安右衛門

尾払池組庄屋中へ

夫々名当テ

右ノ通り弘化四年午六月十八日御代官ヨリ急飛ヲ以テ仰出サレ候ニ付、
早速六月廿日左ノ面々尾払へ出役致候

姓手島 大添鹿蔵

姓河野 守江和右衛門

姓安倍 下山口甚八郎

姓手島 横城嘉右衛門

姓佐藤 奈多又兵衛

姓佐藤 野辺周助

姓笠置 大添頼策

右之面々尾払へ罷出見積リ致シ夫積リ方書付六ヶヶ村庄屋中連名ニテ差出
シ申候

一 弘化三年午六月廿一日下山口甚八郎へ堀掛ケ係リ被仰付世話致シ成
就為致候様被仰付候

一 弘化三年午七月八日尾払本土手西脇ノ平ニ今日始メテ出夫八十三人

六ヶヶ村ヨリ罷出堀掛致候、長サ貳百六拾五間堀リ申候

一 弘化四年末ノ年横城弁天平堀掛夫六百人御免御領分ニ池ハ敷多有之
候へ共堀掛ケニ御致意被下候ノ御例御座ナク処、尾払ハ至リテ大堀
ノ夫仕ニ付格別ノ御慈悲ニ依リ御致意六石被下候、此度六百間出来
申候

一 今年八月大添丸尾谷ノ辻長サ七十間深サ四間半余ノ堀割ヨリ致シ堀
掛致候、此月廿八日ヨリ堀掛リ申候此堀割平間夫千人ニ積リ候処、
五百人余使ヒ候処大堀ノ儀ニ付中国田堀嘉吉ナル者参リ居リ候ニ付
銀札七百目(七拾文定ノ銀札也)ニテ請負堀割出来致候、其ノサキ
ヲ六ヶヶ村ヨリ出夫ニテ割付ケテ堀リ申候

一 嘉永三戌五月北土手へ疾相見エ段々取繕ヒ候処、全年秋大風ノ為メ
氣遣ヒナガラ亥年ハ其ノ儘ニ押移リ全五年ノ春種警相願ヒ夫積千五
百九十二人ノ処種掘へ堀貫ニ此度再ヒ願ヒ差出シ候処、御間届ニ相
成リ八坂山中ノ者へ積方仕ラセ受前五百四十目ニテ請負賃銀トシテ
大麥九石被下置候

一 正夫千三十三人 夫遣辻一人ニ付大麥貳升八合宛

内 四百三十八人 手水夫

五百九十二人 池組六ヶヶ村夫

三十七人 守江 三十二人 鍋倉 百六人 奈多

四十四人 横城 百四十一人 大添 百九十二人 下山口

右書請中出夫差出并ニ樋木柝方扶持持出シ入レ一切大添庄屋頼策引受ケ、
小屋掛時ノ雑用へ下山口甚八郎引受ケ、夫仕ハ奇合ノ節ヨリ守江和右衛
門奈多村兼帯中兩村持ノ処書請中三度モ雖出ニ付村々役人ハ一人宛日々
相詰メ下山口宿元受方不參多ク頼策書請中三十二日間相詰メ二月十九日

ヨリ取懸リ三月八日相片付、右入用へ下山口甚八郎取計分割方申候

処、本土手方は迄僅カノ水懸リニ付是迄ノ割方ニテハ不同意ト和右衛門申サレ割賦出来ズ、全年十二月十三日年番橋原嘉助方ニテ目録打寄リノ節和右衛門・周助・嘉右衛門・甚八郎・顕策・謙造立会申談ノ上割方左ノ通り

定金六拾目

本土手 拾五 四分 守江 六分 鍋倉
南土手 貳拾五匁 三分ノ一 横城 三分ノ二 奈多
北土手 貳拾五匁 五分 大添 五分 下山口

- 一 北土手種摺へ方は迄他ヨリ貳尺余リ高ク御座候処幸ヒ此度低ク致度ト甚八郎ノ考へニテ三尺余リ低ク摺へ裏溝ヲ下ゲ申度ト長サ三百四十間夫積辻五百人ニ相成リ池組連印ヲ以テ御上ニ御願ヒ申候処、早速御聞届大妻五石老斗被下置下山口・大添ヨリ出夫堀方仕候処、過々ヨリ外村ニ無申談自儘ノ取計ナル段甚八郎方へ照会ノ処全人ノ一存ニテ不行届ニ候間橋摺へ直シ可申トノ書付與レナド奈多村へ遣ハシ候、旁益々不都合ニテ議論トモ成ル可ク何分難捨置ニ付翌丑六月廿四日奈多村平右衛門方へ庄屋井ニ村方惣代寄合評論ノ上外ニ種前ヲ埋へ候様評決相成、奈多村ヨリ下巻番ノ穴ニ板打付申候、此ノ処ヨリ一尺三寸五分上ニ三寸八分ノ角穴ヲ穿テ申候、南土手ト本土手ガ龜腹ヲ抜グ時ニ北土手ハ右ノ角ゴマヲ抜グコトト相成申候
- 一 嘉永五年北土手種尻堀貫ヲ仕度御願申上ゲ御免ニ相成候ニ付、銀札五百四拾目ニテ八坂山中ノ者へ請負ハセ出来仕候
- 一 嘉永六丑ノ八月左ノ通り下山口甚八郎尾扨土手上ケ普請思立ノ訳ヲ左ニ記ス

各庄屋中へ申談ノ処右堀掛出来後八年々満水ニテ池組六ヶ村二畑返新開等年々相増シ田地ノ価値モ高マリ候へ共、又々水ニ不足ヲ生ジ候ニ付土手上ケ普請仕度ト池組六ヶ村庄屋一村ヨリ惣代一人宛召連レ会合致申談ノ上夫積リ八千三十六人願書差出申候処、願書尤ナルモ何分御上ニテ御物入ノ御時合ニテ御免ニ不相成其儘ニ押移リ申候

- 一 嘉永七年寅ノ年守江村ヨリ鍋倉谷尻へ大造ノ新溝ヲ拵へ水取り申候処他四村ノ人氣ヲ損シ度々粉議ノ后全年六月十九日御代官ヨリ御廻状ヲ以テ被仰付候御書付左ノ通り

尾弘池ノ縁守江・鍋倉兩村ト異論ノ儀有之、双方取調候処議論勝ニテ一定相成ラズ評議ノ上左ノ通り及差因候

尾弘池水是迄不足勝之儀ニ付遠テ土手上ゲ出来迄守江村新井手へ池水引キ申間敷、尤モ鍋倉谷へ引キ下ゲ候儀ハ可為先規ノ通り、尚又大添川水鍋倉差支不相成様西平新井手へ引キ候儀是迄ノ通り可相心得候

右之通申間候間双方無異論相守可申候、尚又以来無腹誠申談池水請方可致候

寅六月

御郡所

右書付ハ六月十九日友成孫治殿ヨリ御渡シニ相成村々順達写取、御本書ハ横木嘉右衛門方へ預ケアリ候

- 一 慶応三卯八月前文ノ意ヲ以テ再願仕候御聞届ニ相成、全月九日安部甚八郎・笠置顕策へ普請拵被仰付候、小屋住居ニ致シ横式間長六間半ニ致候

林為助殿へ夫仕被仰付御出役相談夫仕致候

一 村々下役人昼支度小屋ニテ取計申候

一 此時下役人ハ下山口山ノ口忠次郎・弁差儀助・横城山ノ口力蔵・弁差泰助・奈多弁差平右衛門・忠右衛門・半助・山ノ口新之丞・鍋倉山ノ口弁差正平・守江山ノ口儀兵衛・弁差儀右衛門・全茂平・大添山ノ口長八・弁差和兵衛・源助

一 賄方役人守江茂作・大添仙右衛門・下山口六右衛門・横城富士蔵・奈多森蔵・鍋倉喜市、此内ニテ風呂番町行諸道具迄一切取計世話致候

一 村々ノ合印人夫笠其他着類等六色ニ致候

(青) 下山口 (黄) 横城 (赤) 大添

(白) 奈多 (黒) 鍋倉 (青黄) 守江

一 此度願書御免前夫仕辻左ノ通り

人夫辻六千六百三十三人

内 式千人 手永夫

四千六百三十三人 池下ヨリ用水夫其外池組村々ヨリ出

夫共但用水夫ノ分ハ扶持ナシ

右普請ハ卯ノ八月九日色々手筈ニ取掛リ直様夫仕十月二日迄ニ本土手前築土手上ゲ三尺出来、御郡奉行三浦多一郎様・村上藤右衛門様・御代官平野喜右衛門様御出役相成候

一 慶応四年辰ノ春土手上左ノ通り

本土手裏巻四月廿三日着手全固四月九日迄相済此人夫

総辻式千九拾人 但無扶持ニ御座候

一 明治二年巳ノ三月廿五日本土手裏巻三取掛リ五月十日迄ニ都合克ク出来仕候

此度夫仕辻式千五百四拾五人内千五百人ハ卷升ソ、御敷被下候

一 明治三年九月廿五日東土手々々入ニ着手、十月三日成功仕候

此夫辻式百八拾七人 但無扶持

一 明治四年未ノ春二月六日本土手土手上ゲ着手、二月廿二日迄普尾能ク出来仕リ以前ノ三倍ノ水溜ル様相成池下惣方大ニ安心仕候

此度夫仕辻式千三百五十七人半 但無扶持

一 明治七年池組中協議ノ上、阿部甚八郎吉道氏并ニ宛起人片山平兵衛・笠置弥兵衛三氏ノ功勞ヲ表彰スル為メ石碑及ビ石調ヲ六ヶ村ヨリ建設ス、其ノ碑文及ビ石祠ノ名文ハ左ノ通り

碑文

普請掛

下山口村庄屋

安倍甚八郎吉道

尾弘池満水一代ニ二度位之處同人思付

弘化二乙巳年ノ致堀掛年々満水相成夫

ノ同人士手福思立明治五壬申春元ト之

池四増倍余相成

池組六ヶ村ノ此記建ル

名文

安岐大庄屋 片山平兵衛

大添村庄屋 笠置弥兵衛

万治二年己亥尾弘池発基

右池下六ヶ村建之

一 爾后阿部氏老衰ノ為メ以前ノ如ク熱心ニ該池ノ諸事ニ幹旋スル能ハズヨリ堀掛ノ浸漬等怠リ明治十年ノ早損ヨリ翌十一年六ヶ村協議ノ上池年行司ヲ置キ諸事ヲ掌ルコトニ決セリ

一 年行司ハ当年始メテ設ケタルニ依リ抽籤ヲ以テ定メ大添村ハ当撰ニ相成リ此時評議ノ上左ノ条々ヲ議定ス

尾弘池規則

- 第一條 池土手透水場所氣ヲ付ケ透水有之候節者五ヶ村へ早速可申出事
 - 第二條 堀掛損シ所并ニ洗切出来有之候節早々可申出事
 - 第三條 年行事無届勝手ニ水引出候者有之候節者吟味上急度厳可申付事
 - 第四條 火水ニ及飲水苗代水等ニ迫リ自由ニ致乱引候者有之候村ニハ其村内丈水一廻リ後送り可致候事
 - 第五條 池掘掛等ニ付協議有之候節者時間ヲ限り触出候故其時間へ急度御揃可被成、猶亦五ヶ村事放触出ノ時間ヨリ一時間容免可仕候、若シ一時間過御出頭ノ御方ニ者一人前拾五錢宛罰金ト相定メ候事、此罰金集金致上ハ必ズ池入費仕事
 - 第六條 池年行事受執渡ノ義者八月社日相定メ申候事
 - 第七條 池年行事為給料歳七拾五錢ノ処ニ相定メ申候事
 - 第八條 前文ノ規則ニ相違之勤方致候上者給料御返シ可申事
 - 第九條 若シ御相談不行届ノ御方御座候トモ御懸念無之様敷テ故障中間敷候事
- 右ノ規則各様急度可相守事
- 前頭ノ通り為不規則立是迄ノ通り致置候テハ早魁打続候節者正ニ餓死スル事眼ニ在リ故此度規則相定候事
- 明治十一年八月廿六日 大添村 高橋齋吉

規則追加

- 第一條 溜池年行司相定メ左ノ權限ノ事ヲ負担スベシ
- 第二條 老々月三四回見廻溜池土手透水有之又ハ種失并堀掛土手洗切等有之節ハ組合村報告スベシ

第三條

旱水及飲水苗代水灌漑等ノ節ニ限り年行司ニ届出式ヲ得年行司時間ヲ限り各村ニ報告スベシ

第四條

年行司ニ無届又ハ勝手池水引出候村者之節ハ詮議ノ上其村丈ケ水廻差押ノ事

第五條

溜池土手三ヶ所并堀掛等修繕ニ付集金ノ節時間御触出三十分間猶予スベシ

第六條

第五條ニ掲ケタル出頭時間ヲ後ルゝ者ハ金拾五錢遅刻金ト相定メ集金ノ上ハ協議ヲ以テ会費トスベシ

第七條

年行司給頼毎年金七拾五錢ト相定メ秋季交代ノ節翌年当振者ニ相渡スベシ、但シ土手堀掛等修繕三日以上出頭ニ限り一日金拾五錢ヲ給スベシ

第八條

年行司第二條ノ負担行届兼候節ハ第七條ノ給頼返金ノ卯上遣者スベシ

第九條

三土手共修繕出夫并給費五割ノ事

第十條

敷極換出夫諸費右全上

第十一條

立極換諸費其土手限り負担スベシ

第十二條

三方種換ノ義下種ニ於テハ六尺以上七尺廻リ迄ノ古木ヲ以テ一同改正スベシ

第十三條

三方共種換ノ義ハ其土手限り決定スベシ、但シ年行司ノ式ヲ得ル

第十四條

上種木五尺五寸以上六尺五寸廻迄ノ古木ニ限ル、但シ本土手ノ義ハ五尺以上六尺廻リ迄用ヒ差支ナシ

右之条々

規則追加決定候事

明治廿五年八月十四日

明治十二年旧五月四日池水満水成

旧五月四日ヨリ来ル十九日迄此水ノ減ジ方六寸七分

同十九日五ヶ村申談上鍋倉村横城村ニ抜キ

同二十日六時迄抜キ此水ノ減ジ方一寸三分

三ヶ村ニ抜ケバ一寸九分五厘也

四月廿三日迄差シ水減ジ方二寸五分

同日ヨリ抜キ二日二夜三本抜キ此水ノ減ジ方九寸五分

廿五日午前六時ニ差シ同日ヨリ旧六月五日迄差シ此水減ジ方二寸五分

同日ヨリ二日二夜三本抜キ此水ノ切レ方卷尺二寸五分

六月八日ノ三尺五寸也但し水ノ切レ方也

六月十一日ヨリ抜キ十三日迄十六日ヨリ十八日迄抜キ廿二日ヨリ廿六日

ノ朝迄六ヶ村ノ三十九日也

旧六月廿八日ヨリ抜キ七月二日ニ差シ此ノ抜キガ四日

七月六日抜キ九日迄日數四日間抜キ

七月十六日抜キ日數四日間抜キ七月廿八日抜キ四日抜キ

明治十二年五月廿日ヨリ八月二日マデ

ノ七十五日夜昼合セテ百五十日

尾弘池年行事山口村前

大添村高橋才吉

明治十三年相勤申候也

大添村 高橋才吉

然ル処十四年ノ夏尾弘池九合位ノ水旧六月十八日ヨリ十九日迄二日間水

減リ卷尺貳寸五分、其後六月廿八・九・三十日迄三日間此水下リ卷尺八

寸、其後七月七日ヨリ十日迄四日間此ノ水下リ式尺貳寸、七月十三日ヨ

リ十六日迄四日間此水下リ式尺四寸、其後七月廿五日ヨリ廿八日迄四日

間此水下リ少ナクト雖此イワク前十三日ヨリ十六日迄ノ時水ヲ貸付ケ廿
八日夜暮ク押候故也、此内七月十七日ヨリ十八日迄雨降リニ付水五寸溜リ
候也

閏旧八月二日ノ朝ヨリ五日迄四日間落シ此水下リ式尺六寸

旧七月九日ヨリ十二日迄四日間落シ水下リ二尺八寸

旧七月十七日ヨリ同廿日迄四日間落シ水下リ三尺一寸

水落日數惣計昼夜廿九日

附タリ苗代水ハ此外ナリ

右ノ通り尾弘池水毎日見廻リ且又種抜キ差シノ節ハ立会念入落方仕り候

処、閏八月初旬大雨水降ニ付卷尺七寸斗水溜リ、同十八日池組六ヶ村種

守水分其外伍長殿御立会ニテ池年行司渡シノ節送水卷合五勺ノ見積本土

手据エ出シ

一明治十二年夏、奈多村へ二日二夜間水賣ヲ以テ池組伍長殿ノ会合ノ節

御評議ニ付、尾弘池入用ノ節夫役三拾人差出ス約定相成候得共、今日

迄入用無用ニ付其儘ニ相成以後、右池入夫ノ節ハ奈多村へ御当テ付ケ

可被成候此段書送候也

守江村ヨリ依頼ニ付大添村高橋濟吉、尾弘池年行司相務候事

明治十四年旧八月二十日

年行司 高橋濟吉

明治十五年度年行事奈多村引受ノ処、依頼ニ付大添村高橋才吉年行事致

候

旧四月廿一日

一七嶋田水トシテ一日宛 大添村・鍋倉村・下山口村

此水減リ壹寸八分切レ右三ヶ村同様ノ事

旧五月十七・十八日

一三方二日二夜落シ候尤モ水下リ八寸五分

内鍋倉ハ双方並ヨリ老日前即チ十七日ノ朝樋ヲ差シ候

旧六月十四日ヨリ十五日ノ朝ニ差シ 大添村

旧十四日ヨリ十五日朝迄 鍋倉村

旧十四日ヨリ十六日朝迄 奈多村 横城村

旧六月十五日ヨリ十七日朝迄 下山口村

但シ敷方水切レ卷尺三寸五分

六月廿七日ヨリ三日抜ギ

但シ水下リ卷尺七寸

七月六ヨリ三日抜ギ

但シ水下リ卷尺九寸

明治十五年旧五月八日ニ満水ニ相成候

一尾弘池ニ儀ハ元來天水ノ場処ニ於テ流込無之故歎々ノ堀懸ヲ設ケ候ヘ

トモ壹向手入不在ニ付此度堀掛サラヘ仕候

本土手ノ方

一堀懸四百四拾間 此夫人拾七名

字弁天平ノ方

一堀懸貳百七拾間 此夫人拾壹名

字長見山ノ方

一堀懸參百參拾間 此夫人拾貳人

字岩ノ本ノ方

一堀懸百八拾間 此夫人七名

横城村字庭暫引

一堀懸五百間 此夫人貳拾八名

字丸尾

一堀懸百四拾間

此夫人四名

字岡所

一堀懸百四拾間

此夫人四名

總計八拾參名出夫

明治十三年度ニ於テ八月廿一日・廿二日ノ兩日奈多村水ヲ貸置候處ヲ夫人參拾人ト定メ此節堀懸サラエニ十五年度旧二月廿五日奈多村ヨリ參拾名出夫仕候也

六ヶ村出夫割

大添村ヨリ 拾貳名

守江鍋倉合村ヨリ 拾貳名

下山口村ヨリ 拾貳名

奈多横城合村ヨリ 拾貳名

右者堀懸ケサラエノ人夫

(以下略)



写真14 山神社（芭蕉宮）旧景

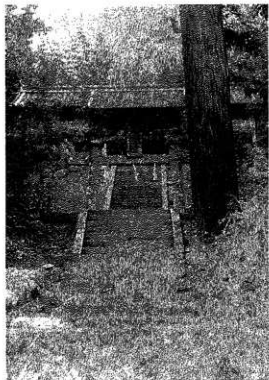


写真16 下矢川山神社旧景

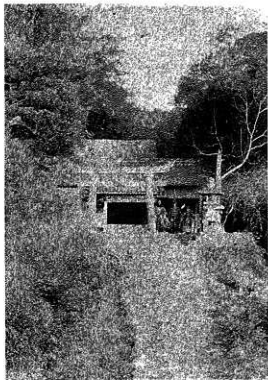


写真15 中ノ川山神社旧景



写真 18 油原山神社旧景



写真 17 上矢川山神社旧景

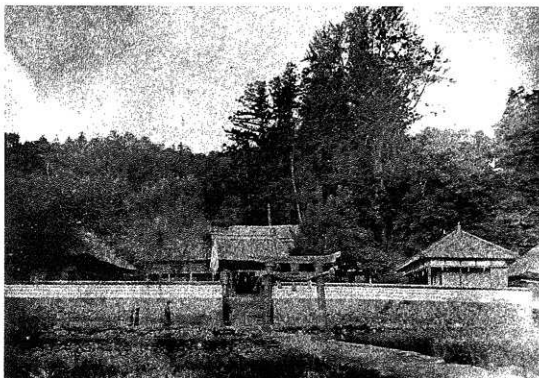


写真 19 弁分八坂社旧景

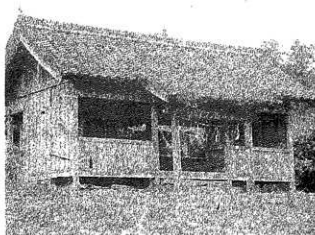


写真 21 吉田社旧景

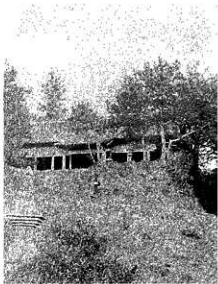


写真 20 生目社旧景

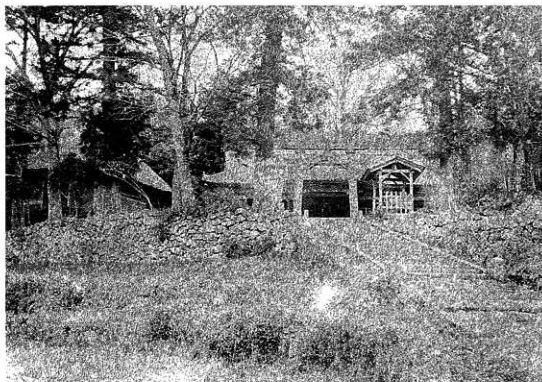


写真 22 久末歳神社旧景

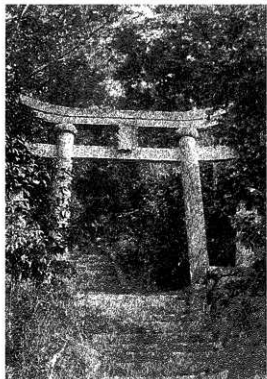


写真 24 龍頭社旧景



写真 23 小俣山神社旧景



写真 25 小俣日宮社旧景



写真 26 扇神社旧景



写真 27 中畑日吉社旧景



写真 28 猪田山神社旧景

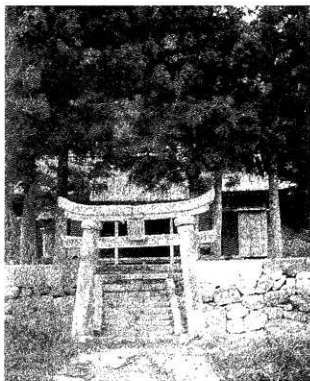


写真 29 市ノ尾日吉社旧景



写真 30 玉林寺旧景



写真 31 宝寿院旧景

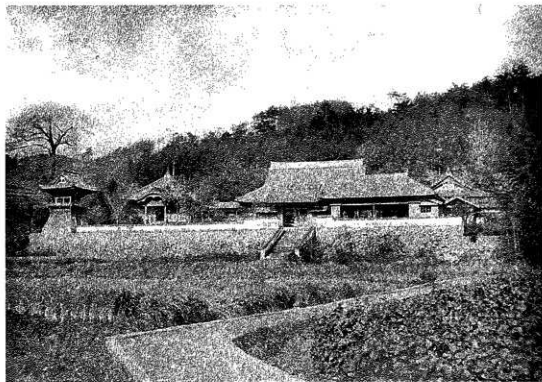


写真 32 西白寺旧景



写真 33 観聖寺旧景



写真 34 報恩寺旧景

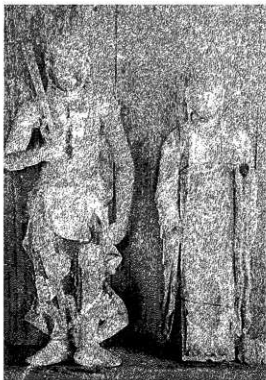


写真 36 小俣金剛院の仏像

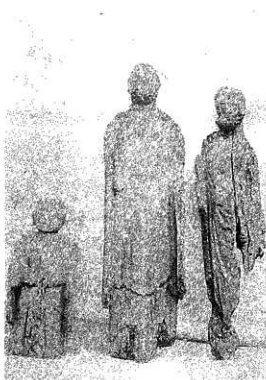


写真 35 護聖寺の仏像（現在は焼失）



写真 37 扇平のシシ垣（現油原地区）

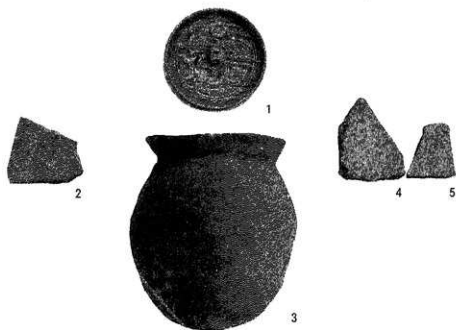


写真 38 土器・古鏡

- (1 山神社(芭蕉宮)宝鏡 2 弁分下組鍛冶原の土器片 3 弁分下組松竹の古壺)
 (4 弁分岩屋の土器片 5 弁分中組西ノ谷の土器片)

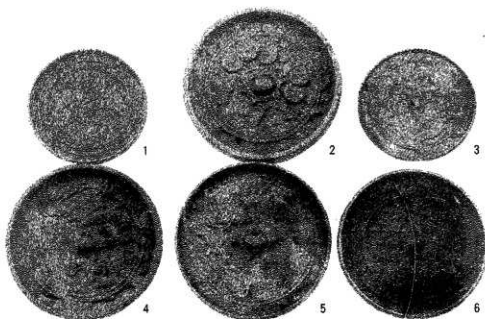


写真 39 古鏡

- (1・2 弁分八坂社宝鏡 3 駒神社宝鏡 4 市ノ尾永末明神祠宝鏡)
 (5 中畑日吉社宝鏡 6 市ノ尾日吉社宝鏡)

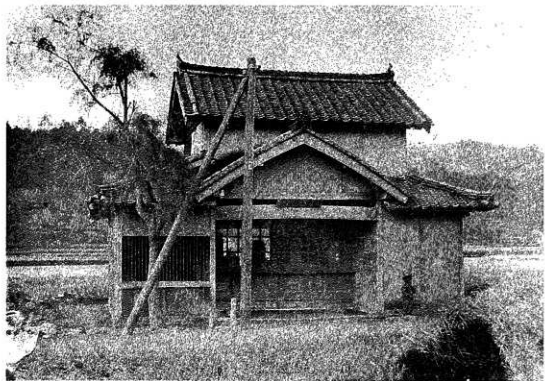


写真 40 朝来郵便局



图2 城国寺跡宝塔

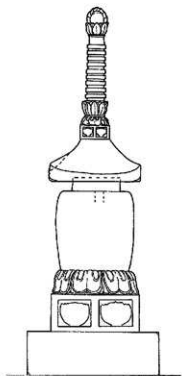


图1 両子寺国東塔(1号)

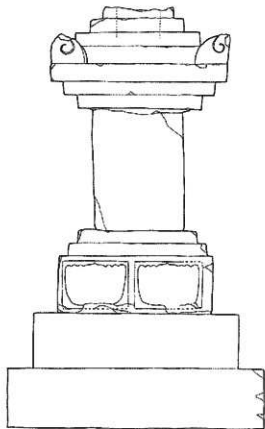


图4 塔野宝篋印塔

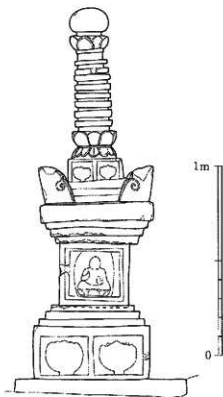


图3 上ノ原薬師堂宝篋印塔

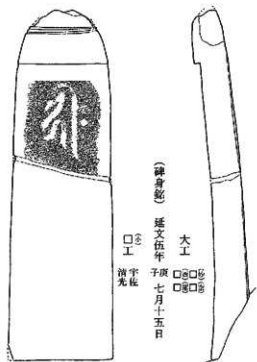


图6 岩屋堂板碑

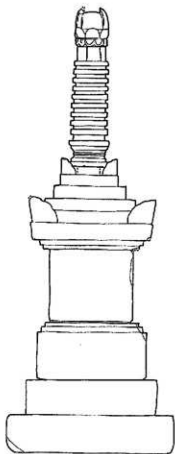


图5 菩提司八幡宮宝篋印塔



图8 大藏五輪塔

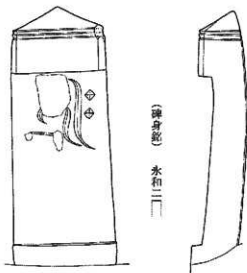


图7 塔野板碑



写真 42 城圓寺跡宝塔



写真 41 両子寺国東塔（1号）



写真 44 塔野宝篋印塔



写真 43 上ノ原薬師堂宝篋印塔

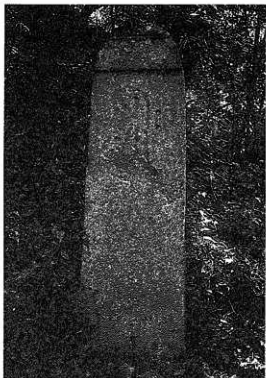


写真 46 岩屋堂板碑



写真 45 菩提司八幡宮宝篋印塔



写真 48 大蔵五輪塔



写真 47 塔野板碑

IV シコナ一覽

ここでは、昨年度の資料編刊行後、新たに検出されたシコナを掲載した。頭番号は小字番号を示しており、シコナの頭に付した番号で2以上の数字は、資料編のⅦ「小字シコナ一覽」で付した番号を継承するものである。また、資料編で掲載したものには、訂正を必要とするものもあつたため、ここであわせて訂正を加えた。こうした訂正箇所が必要が生じたことについては御容赦いただきたい。

一 追加

△ 下原

六二 池ノ上 1オオニシ(二一七)

△ 馬場

四四 上大田 2シンタク(二一八)

△ 中園

一五 四反田 1ヤシキクロ(六二三)

△ 成久

三 ヒヨウノ田 2イシノタ(八七)

九 タクチ田 2ホートクダ(三六二)

一一 小田 1サンダンオサ(四四七)

△ 掛樋

一一 寛 8インキヨ(八四二)

△ 油留木

二二 前田 8インキヨ(三六四)

△ 朝来

三 貴船 2トバナ(三七三)

七 広舞 1寺田(八〇〇)

一一 内屋敷 1ウチヤシキ(一一六一)

△ 明治

二七 切畑 1カイヤ(三六八)

二九 市ノ尾 1カジャ(四一三四)・2ミネ(四一六四)・3トクナガ(四一七三)

三四 松代 1ツチャ(四八五九)・2タニブチ(四八六三)・3ハル(四八八三)

二 訂正

誤 正

△ 瀬戸田

三 山首 1オオニシを削除―二 西ノ平 2オオニシを追加

△ 西本 ▽

三 水アリ 1 オイデン (二三九集) - 四 山ノ田 1 オイデン (二

八九集)

△ 富清 ▽

五六 巖神 1 ナガヌキ (二二六四) - 一六七 - (二二六四) - 二

六七)

△ 中園 ▽

三〇 地原 2 イナリデン (二〇〇七) - 三二 - (二〇〇七) - 二

△ 両子 ▽

六一 弘 2 ソラ (二八七五) - (二八七五)

△ 成久 ▽

二一 内ヶ畑 1 オオヒガシ (一一〇四) - (一一四〇)

△ 油留木 ▽

一五 台良 5 ゴブンチ (九三二) - (二九三二)

△ 山口 ▽

九二 ヒカケ 1 ヒガシヤ (二九九八) - 八五 陰平 4 ヒガシヤ (二七七八)

△ 大添 ▽

二三 楠田 1 カルマダコを削除 - 二四 田平 1 カルマダコを追加

△ 糸永 ▽

一一六 小久保 8 ナカデを削除 - 一一七 松尾 1 ナカデを追加

一一六 小久保 9 トリボウズを削除 - 一一八 上中園 1 トリボウズ

を追加

〈付論〉

安岐郷における近代初頭の景観

—近世における村落の開発と—

景観復原への基礎作業として—

はじめに —明治中期の村落景観を捉える—

明治を迎えて以降の日本の変化は近代化として捉えられている。近代日本における変革は、単に社会や経済制度の変革にとどまらず、当然人々の日常生活にもさまざまな面で大きな影響を与え、社会をはじめ政治・経済・文化さらには生活の近代化をも達成した。そもそも近代化とは多面的な概念であり、産業化や自由主義や合理主義などの達成は、近代化の部分システムであるとも捉えられていることが示唆するように、近代化の研究は学際的に多方面からなされている。このことは日本の近代化過程に関する研究には、歴史学をはじめ社会学や経済学、科学史など多くの学問領域からなされていることからも首肯できることであろう。このような多方面にわたる近代化研究のなかにあって、人々の生活の場としての集落のありように対する関心は必ずしも高いとはいえない。ここで言う集落とは、単に家屋の集合体という意味だけではなく、普段の生業が営まれていた耕地とそれに付随した道路や水路さらには緑肥供給源として重要であったその周辺の里山（後に、化学肥料の普及による緑肥の必要性の低下やエネルギー革命による薪炭材の需要減少によりそ

の経済的価値を失った。近年は経済的な視点とは異なった視点からその価値は見直されている）も含めた広義の集落を指しているのであるが、明治期の村落が研究対象として扱われる時に、ムラの景観や実際の生業の場に関心が向けられることは少ない。明治維新後の地券交付や地租改正という大改革による土地私有の法認は、それまでの人々の土地に関する意識に大きな影響を与え、ムラの共同体的規制あるいは精神的結合の政治経済的基盤ともなっていたといえる村制が崩壊したことが、農民の意識に与えた影響は計り知れないであろう。眼前において地押丈量が進行し、土地台帳が整備されて行く過程を見た人々にとっては、制度的にも大きな変革があることは容易に実感できたことであろう。さらに貨幣流通経済が浸透してくると農民行動の面では経済的合理性指向の基盤形成が徐々に進行し、そのような意識の浸透は共同体的紐帯が弛緩するひとつの契機となったことであろう。このように考えると、明治初期の大改革は実際に村落における家屋をはじめとする建築物の外観やそれらの配置・分布をはじめとする景観的側面、さらには建物の内部構造などにも大きな影響を与えていると考えられるが、このような点に従来は十分な関心が払われなかったといつてよいであろう。この関心の希薄さは、必ずしもそれが重要ではないというわけではなく、具体的にムラの景観を復原するとすると、十分に資料が揃っているわけではなく、かろうじて全国的に残された資料として明治中期作製の地籍図や土地台帳があるが、ムラの景観へ接近するためにはその膨大なデータを扱わなくてはならない等多くの困難があるからであろう。これが、近代以前の村落景観の復原となると、具体的に手がかりとすべき資料がさらに乏しく、運良く検地帳が残っていても、そこに記された地名を比定することは容易なことではないし、視覚資料といえる村絵図が残存していれば良い方であ

るが、それでも現在の地図とは異なり、作製目的とも絡んで位置情報の正確さには大きな問題を抱えている等、資料上の制約が大きい。

本報告の安岐郷地域に関しては、これまでの調査の結果、近世の村絵図等の絵図資料は未発見であるので、近世以降の村落景観を復原しようとする、ほぼ確実に復原可能な明治中期の村落景観をベースにして、そこに新たに付け加わった景観要素を除去し、消え去った要素を付加する作業を重ねて、逆行的に復原するという方法が考えられる。そのためにもまず明治中期作製の地籍図から地目を中心として作製したのが「豊後國安岐郷の調査 資料編」(以下、「資」と略記する)の付図A-1およびA-2の二葉である。地籍図には地筆の形状と地目を中心とする土地情報が表示されており、歴史地理学ではたとえ、地割情報を中心として条里地割、国府、郡衙、古道をはじめとして、中世の豪族屋敷村、宿場町あるいは古墳の形態などの景観復原に利用されてきた。つまり、この地目とその地筆の形状に注目して地籍図をみると、かなりの精度で地表の景観を読み取ることが可能である。この地籍図は、明治中期の作成になる図であるから、現在のように大型機械を用いた大規模な地表面の改造がなされる以前の地表面の景観を留めていると考えられるので、これにより現在は失われてしまっている明治中期以前、ひいては近世、場合によってはそれ以前の景観を抽出することが可能である。このような地籍図の有用性は、「豊後国田楽荘Ⅰ・Ⅱ」(大分県立宇佐歴史記の丘歴史民俗資料館 一九八六・八七年)以降の本報告書のシリーズで報告したとおりである。

この地籍図のほかに明治前期の景観復原を試みる際に利用できる資料としていわゆる「皇国地誌」がある。大分県の場合、調査・編集の指示を受けてかなり早い時期から順次着手し、とりまとめたようであり、そ

の稿本、あるいは提出本の控えが、現在大分県立図書館に、豊後国に關しては大分郡と海部郡以外の六郡が各「郡村誌」として架蔵されている。本報告に關係する「豊後國東郡村誌」(「資」に収載、以下「郡村誌」と略記する)は、明治九(一八七六)年に筆を起したが、西南戦争の影響により延び延びとなり、完成したのは明治二一(一八七八)年であった。したがって、記載されたデータは明治一〇年前後と判断できる。その記載内容は、主として區域・幅員・沿革・里程・地勢・地味・税地・無税地・官有地・貢租・戸數・人口・牛馬・舟車・山・川・池沼・温泉・道路・堤塘・港・社・寺・物産・学校・古跡・民業など數十項目にわたるもので、かなり詳細な記録である。明治前期の地方の状況を知る手がかりは少ないので、本資料は重要な意義を持つといえ、これによって明治前期の村についてある程度具体的なイメージを抱くことができる。つきにこの「郡村誌」によりながら、安岐郷域の明治前期の村々の概況について簡単な素描を試みることにする。

一 明治前期の安岐郷

一 「東郡村誌」にみえる村々を中心に

地形と土地利用は密接に関連するので、簡単に安岐川流域の地形についてみると、安岐川下流の中團付近から谷底平野が広くなり、水田がまとまって分布する。中上流域では谷底平野が狭く、水田はこの谷底部と、その両側の小支谷の緩斜面に棚田がみられるが、近年は小支谷の棚田を中心に耕作放棄による荒廃が著しい。安岐川支流の荒木川流域の下山口から大添付近、および横城、奈多から鍋倉にかけては丘陵が広がり比較的傾斜の緩やかな斜面が多くなっている。大添、横城、奈多の各村では

原野の占める率が高くなっているのは、このような地形環境が大きく影響しているものと考えられる。また、下流域の村は面積が比較的小さくなっているのに対して、安岐川の上流域や支流域の村では、平坦面が少なく村の面積も比較的大きくなっている。なお、下流域には現在は圃場整備により失われているが、塩屋付近かつて条里地割がみられた。

さて、『郡村誌』に収載された明治八年三月成立の村のうち、安岐郷に含まれる村々について、税地・無税地・官有地・戸数・人数・牛馬・民衆業に關してまとめると別表のようになる。『郡村誌』では具体的な位置情報については十分ではないが、土地利用を面積という数値データによって村別にみることで、安岐郷地域のマクロレベルでの土地利用状況の概要を把握できる。

この表によって農家一戸あたりの農地面積を見ると、田地面積は約五・一反、畑地面積は約一・六反で、合わせても六・七反と小規模経営であるが、田染組の平均値四・二反と比べると、国東半島地域においては必ずしも小規模ではないことが分かる。また、土地生産力については倍額できるデータを欠くが、今仮に『旧高田領取調帳』の石高を『郡村誌』の田地面積で除してみると、安岐郷域の一町当たりの石高は約九・六九石、田地と畑地の合計面積で除すと約八・八五石となる。この値は田染組のそれと大差はない。しかし、これを明治初期の全国平均約九・八三石と比べると若干低いといえようが、データの質的検討が十分ではないのでおよその傾向として捉えておく程度にとどめるべきであろう。

安岐郷域全体について土地利用の概況をみると、山林、原野などは實際には綿延びが大きく、この数値よりもかなり大きくなるものと思われるので留保が必要であるが、総面積三〇四二町余に対して、田地一一九六町余、畑地四〇八町余、山林七九三町余、原野四一九町余となる。比

率は田地三九・三%、畑地一三・四%、山林二六・一%、原野一三・八%である。田畑を合わせると一六〇四町余で、五二・七%となり、この値は香々地荘域の六五・五%と比較すると低いが、都甲荘域よりは若干高い。田地率が五〇%を超えて特が高いのは中園、西本、塩屋、下山口の各村で、国東半島地域では比較的大きい安岐川下流の比較的沖積平野が広い地域に所在する。逆に田地率が二〇%以下と特に低いのは横城、大添、岩屋の各村で、支流河川の谷あい立地する村である。つぎに耕地に占める田地の比率をみると、約七五%を占め、香々地荘域や都甲荘域、田染荘域よりもかなり高くなっているが、これは安岐郷域が安岐川の中下流域に所在することによる地形的要因がその主たる理由であるとともに、比較的傾斜が緩やかであるが水利に恵まれない丘陵部における不利な水利条件が、溜池の開発によりある程度克服された結果でもあろう。

村毎に田地率をみると、中園村が群を抜いて高く八六%に達し、西本、塩屋、下山口の各村が五〇%を超えているのに対して、大添村は僅か一八%であるが、これは主に安岐川下流の沖積地に立地する村と妙見山周辺の丘陵部に立地する村との地形条件の差によるものである。下山口村が高くなっているのは、後述するように尾弘池構築による水利開発の結果であるといえよう。なお、大添村は耕地中に占める水田の比率は約八五%に達しており、横城、下山口両村とともに溜池による水利条件の不利を克服した結果、比較的傾斜の緩やかな斜面で畑田開発が進行したことを示している。また、丘陵部に立地する横城村と大添村は原野率が三〇%を超えていることも、丘陵という自然地形が関係しているものと思われる。

畑地率についてみると、下原、塩屋両村が二五%前後で特に高い。ともに海岸部立地という点で共通し、海岸段丘と考えられる台地地形が海

別表 『豊後国国東郡村誌』にみる明治前期における安岐郷域の村の概況

村名	税 地																							
	田			畑			山林			原野			芝地			秣場								
	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩
山 浦	33	6	5	4	10	4	4	10	10	2	0	27	18	0	8	28	0	8	3	19	1	1	0	0
掛 樋	76	7	5	10	31	7	3	11	29	7	3	29	42	9	9	28	11	1	2	24	3	3	0	0
吉 松	72	0	7	9	26	9	9	21	52	4	0	2	21	4	0	0	7	6	7	17	2	2	0	0
瀬戸田	34	8	1	9	15	7	8	25	34	5	7	16	0	0	0	0	0	7	4	28				
馬 場	61	2	8	19	22	0	8	14	22	8	5	8	0	0	0	0	2	3	7	21	2	0	9	0
下 原	53	0	9	14	43	8	7	24									3	1	5	6				
中 園	70	1	9	1	3	6	4	23	0	5	6	7					0	0	4	0				
成 久	33	7	7	8	10	7	5	6	18	9	3	8	13	7	5	0	2	1	1	5				
塩 屋	53	9	4	24	24	7	7	21	5	0	4	18					0	8	9	7				
西 本	45	9	5	13	6	0	6	17	16	2	8	14					0	8	1	11				
下山口	43	9	6	5	6	7	8	5	18	4	1	15	5	3	5	0	1	4	4	27	1	0	2	9
山 口	67	7	4	18	14	8	4	27	49	0	5	21	63	7	3	27	3	7	3	9	11	1	0	10
大 浜	45	2	6	7	9	3	9	5	29	2	6	1	99	9	1	28	2	0	5	5	16	5	0	0
横 城	30	8	5	11	5	6	9	3	26	0	1	10	36	6	3	28	0	4	1	29	5	4	4	15
奈 多	80	1	2	4	36	4	0	10	37	0	2	25	24	0	0	25	0	9	9	0	3	9	9	9
守 江	151	4	8	27	72	0	9	0	56	4	7	6	8	2	4	0	42	5	5	11	11	9	9	0
大 内	123	8	3	24	56	2	5	6	70	3	7	24	42	2	1	28					3	9	6	0
鴨 川	12	7	0	0	1	9	3	15	10	3	8	21					0	4	5	15				
岩 屋	15	0	7	12	8	3	5	0	14	5	4	6					1	5	3	24	32	9	6	0

村名	税 地		官 有 地																					
	物干場		總 計			社 地			寺院地(堂敷を含む)			山 林		溜池										
	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩				
山 浦					8	2	9	17	0	1	1	14	0	0	6	3	4	9	5	0	3	1	2	0
掛 樋					5	6	0	28	0	1	4	9	0	0	9	15					5	3	7	4
吉 松					6	0	2	27	0	2	2	16	0	0	2	12	0	4	4	2	5	3	3	27
瀬戸田	0	9	9	17	1	8	5	17	0	4	1	2	0	5	2	25	0	9	1	20				
馬 場	1	2	0	0	8	2	8	8	0	2	6	11	0	2	2	4	0	9	4	12	6	7	0	0
下 原	4	9	9	16	13	2	9	20	0	3	5	12	0	0	9	17	12	0	3	21	0	7	5	21
中 園	0	3	4	16	0	1	3	9	0	1	3	9												
成 久	0	0	5	10	1	7	2	9	0	1	8	29	0	0	3	10					1	5	0	0
塩 屋	3	8	4	1	1	4	6	24	0	3	1	9	0	0	9	22	0	4	8	0	0	4	6	1
西 本					0	8	9	18	0	0	6	18									0	8	3	0
下山口					6	2	9	3	0	6	4	10	0	1	1	14	4	5	0	0	1	0	3	9
山 口					13	1	8	1	0	2	7	18					8	9	9	14	3	8	7	20
大 浜					43	7	0	21	0	3	9	3					30	6	7	28	12	6	0	19
横 城					3	1	8	8	0	4	7	23					2	1	7	6	0	5	3	9
奈 多	6	6	7	10	18	8	3	14	1	6	4	7	0	3	1	16	12	5	7	16	4	3	0	5
守 江	3	7	8	0	66	5	1	1	1	6	0	16					57	8	5	0	7	0	5	15
大 内					3	7	7	5	0	1	9	4									3	5	8	1
鴨 川					0	3	5	8	0	0	7	0					0	2	8	8				
岩 屋					4	8	2	26	0	1	9	26					3	2	0	0	1	4	3	0

村名	戸数			人数			民業				牛馬の頭数					1農家 当り	1農家 当り	総面積					
	社	寺		男	女	合計	農業	漁業	商業	医者	牛	牛計	馬	馬計	牛数			馬数	町	反	畝	歩	
山浦	73	4	1	153	148	301	60				社	牝	牝	牝	13	25	1.1	0.4	87	3	5	18	
掛樋	162	4	2	339	343	682	160					68	69	137	29	3	32	0.9	0.2	266	4	9	23
吉松	140	4	3	349	343	692	143	3			56	60	116	37	9	46	0.8	0.3	198	2	5	28	
瀬戸田	87	2	2	183	173	356	18	4			14	26	40	13	6	19	0.5	0.2	95	2	7	0	
馬場	155	2	2	352	320	672	141	7	3	20	11	31	53	5	58	0.2	0.4	128	7	2	3		
下原	193	1	2	414	457	871	175	12		13	21	34	44	6	50	0.2	0.3	161	4	4	5		
中園	103	1	0	267	280	547	111		1	7	4	11	71	5	76	0.1	0.7	81	3	3	27		
成久	64	1	0	153	161	314	65			13	5	18	23	2	25	0.3	0.4	86	7	5	5		
塩屋	132	1	2	281	324	605	129			4	8	12	66	0	66	0.1	0.5	101	5	3	25		
西木	82	1	0	182	192	374	84			7	8	15	49	2	51	0.2	0.6	75	5	4	18		
下山口	73	2	1	179	152	331	77			33	12	45	24	0	24	0.6	0.3	87	6	9	13		
山口	144	3	1	326	315	641	135			64	46	110	26	9	35	0.8	0.3	230	0	9	22		
大浜	77	1	0	174	178	352	11			56	3	59	23	0	23	0.8	0.3	250	7	2	15		
横城	45	2	1	97	93	190	38			32	0	32	7	2	9	0.8	0.2	112	5	0	6		
奈多	135	1	1	332	317	649	133			58	14	72	38	2	40	0.5	0.3	217	0	0	11		
守江	389	5	1	952	912	1864	359	43	1	186	38	224	65	8	73	0.6	0.2	445	9	7	24		
大内	304	0	1	723	739	1462	312			155	55	210	88	13	101	0.7	0.3	342	5	2	14		
鴨川	23	1	0	46	52	98	23			9	7	16	3	0	3	0.7	0.1	27	6	4	14		
岩屋	35	1	0	89	75	164	35			3	30	33	0	0	0	0.9	0.0	82	1	8	11		

村名	田面積				畑地面積				山林面積				原野面積				田率	畑率	山林率	原野率	耕地中の 田地率
	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩					
山浦	33	6	5	4	10	4	4	10	15	1	5	27	18	1	3	28	38.5	12.0	17.4	20.8	76.3
掛樋	76	7	5	10	31	7	3	11	29	7	3	29	85	9	9	26	28.8	11.9	11.2	32.3	70.3
吉松	72	0	7	9	26	9	9	21	52	8	4	4	21	4	0	0	36.4	13.6	26.7	10.8	72.7
瀬戸田	34	8	1	9	15	7	8	25	35	4	9	6	0	0	0	0	36.5	16.6	37.3	0.0	57.4
馬場	61	2	8	19	22	2	3	25	23	7	9	20	0	0	0	0	47.6	17.3	18.5	0.0	73.4
下原	53	0	9	14	43	8	7	24	12	0	3	21	0	0	0	0	32.9	27.2	7.5	0.0	54.8
中園	70	1	9	1	3	6	4	23	0	5	6	7	0	0	0	0	86.3	4.5	0.7	0.0	95.1
成久	33	7	7	8	10	7	5	6	18	9	3	8	13	7	5	0	38.9	12.4	21.8	15.8	75.9
塩屋	53	9	4	24	24	8	3	11	5	5	2	18	0	0	0	0	53.1	24.5	5.4	0.0	68.5
西木	45	9	5	13	6	0	6	17	16	2	8	14	0	0	0	0	60.8	8.0	21.6	0.0	88.3
下山口	43	9	6	5	6	7	8	5	22	9	1	15	5	3	5	0	50.1	7.7	26.1	6.1	86.7
山口	67	7	7	27	14	8	4	27	58	0	5	5	63	7	3	27	29.5	6.5	25.2	27.7	96.6
大浜	45	2	6	7	9	3	9	5	59	9	3	29	99	9	1	28	18.1	3.7	23.9	39.9	83.0
横城	30	8	5	11	5	6	9	3	28	1	8	16	36	6	3	28	27.4	5.1	25.1	32.6	84.6
奈多	80	1	2	4	36	4	0	10	49	6	0	11	24	0	0	25	36.9	16.8	22.9	11.1	68.7
守江	151	4	8	27	72	0	9	0	170	7	9	12	8	2	4	0	34.0	16.2	38.3	1.8	67.7
大内	123	8	3	24	56	2	5	6	140	7	5	18	42	2	1	28	36.2	16.4	41.1	12.3	68.8
鴨川	12	7	0	0	1	9	3	15	10	6	6	29	0	0	0	0	45.9	7.0	38.6	0.0	86.8
岩屋	15	0	7	12	8	3	5	0	32	2	8	12	0	0	0	0	18.3	10.2	39.3	0.0	64.3

※本表に掲載した村は、その由緒に「古来安岐郡ニ属ス」と記されたものに限った。

岸沿いにみられ、台地上が畑地としてひらけていることによるものと考
えられる。なお、下原村は貢租対象地としての山林、原野がない唯一の
村で、海岸部に所在する村ではあつても他の村には山林、原野があるの
で、なぜ下原村には岡者が存在しないのかその理由は分からない。ただ
し、官有地としては一、二町歩余の山林を有している。

明治三六（一九〇三）年測図の五万分の一地形図（図9参照）による
と、香々地荘の場合には集落の背後に桑畑が比較的多く見られたが、安
岐郷域ではほとんどみられない。その理由として、『郡村誌』の物産の項
目を見ると各村とも七島鑑を大坂に移出していることが影響して
いると考えられる。つまり、商品作物として七島蘭の栽培と青表への加
工製錠のために労働力を割かなければならぬために、養蚕の余力がな
かったのではないかと考えられる。

また、別表に示した一九〇〇年の総戸数は二四一六戸で、人口一一一六
五人で、一戸当たりの平均人員は四・六人強となる。このうち、『農ヲ業
トスルモノ』は九一％を超え、神社は三七、寺は二〇で、香々地荘城の
場合と比べると岡者ともに相対的に少ない。牛は全体で二二八〇頭、馬
七五六頭が飼養され、平均すればほぼ全農家が牛馬のどちらかを飼養し
ているということになるが、村毎にみるとかなりの差がある。特に牛の
場合は、馬と比べて村毎の差が大きく、中園、塩屋、西本、下原、馬場
の各村は一農家当たりすると〇・一〇〇・二頭と少なく、いずれも海
岸部付近に位置していることが興味深い。

二 明治二一年地籍図にみえる村落景観と明治後期に かけての変化

つぎに、明治中期の地籍図から地目を中心として作製した「資」の付
図A-1およびA-2の二葉により、明治中期の景観を概観することに
したい。

田は安岐川の下流の谷底平野部にまとまって分布し、中上流部や支流
では谷底に沿って細長く展開している。この谷底の田と両側の山地斜面
との傾斜変換線付近に集落が線状に並び、その背後の傾斜が緩やかになつ
た部分に畑地がややまとまって広がっているといえる。また、畑は海岸
に近いところでは、下原、馬場、塩屋などの海岸段丘の台地部分にまと
まってみられる。水利の便が悪く、砂礫質でもあるので畑地として利用
されている。

集落は、沿岸部では塩屋の旧浜堤に立地したり、海岸段丘上に立地し
たりしているほか、安岐川下流部では自然堤防上に立地し、塊村をなし
ている。このほか、集落には掛橋村付近の荒木川の上流部右岸の集落の
ように、山地斜面中腹に立地する場合がみられる。このような例は地す
べり地の緩斜面である可能性がある。そのような地すべり地は傾斜も緩
やかで不透水層があるので、水田として利用されることが多い。

付図では、山林と原野が区別されていないので、『郡村誌』との比較が
十分できない点があるが、別表の土地利用状況と比較してみると『郡村
誌』では大添村と山口村には、秣場がそれぞれ一六町余、一一町余と記
されているが、地籍図にはみられない。また、芝地が掛橋村に一町余
と記されているが、やはり地籍図にはみられない。吉松村に記された七
町余とある芝地は、地籍図では吉松村から馬場村にかけての芝地に当た



図9 明治後期の安岐郷地域（出典：明治36年測図5万分の1「豊後杵築」）

るのであろうか。このように「郡村誌」の編集から一〇年余しか経過してないと考えられる地籍図のデータと「郡村誌」のデータとの間には大きな齟齬もみられ、原野と萩場や芝地の地目の区分については、必ずしも地籍図と同一ではないことを示しており、「郡村誌」の利用には慎重さが必要であることを示唆している。

なお、「郡村誌」に記載されていた「物干場」は七島蘭の干場であろうと推測されたが、付図によれば海岸沿いと安岐川沿いにみられること、および物干場がある村の「郡村誌」に記載された物産等から考えると、主に水産物と七島蘭の干場であると考えてよいであろう。

この地域の最も古い地形図は明治三六年測図の五万分の一地形図(図9参照)で、本図では家屋についてはいわゆる總描がなされているので詳細は述べられないが、相対的な規模や形態・位置あるいは土地利用や植生についてはある程度明らかにできる。そこで、これを手がかりに地籍図にあらわれた明治中期から本図の後期における安岐郷域の村落景観の変化を概観しておく。

僅か十数年間という期間であるのでさほど大きな変化があるわけではないが、尾弘新池、尾弘下池両溜池の築造が目につく変化として先ず挙げることができる。尾弘池を巡る水利環境の整備がこの時期に進行したことを、景観的にも窺わせるものである。また、安岐川河口付近の地形が地籍図から作製した付図A-1では十分に表現されていない。

付図A-1で山林・原野となっている部分について、図9をみると山地斜面の緩傾斜部分を中心に荒地として示されており、これらの部分の多くが原野であることを示唆している。

おわりにかえて

以上、簡単に明治期における景観の素描を試みたのみであるが、「郡村誌」と地籍図を合わせて検討することにより、ある程度までは景観復原の基礎資料とできるであろうとの見通しを得ることができた。しかし、「郡村誌」については記載データの質的・量的側面についての吟味が不十分であるので、今後この点についての検討を進める必要があることも明らかとなった。

さらに、土地開発には人口圧がかなりの影響を与えることを考えると、明治以後に人口のピークを迎えるので、この時期に關しても詳細に検討を進める必要があるが、これについては他日を期すこととしたい。

註

- (1) 富永隆一「日本の近代化と社会変動」(チュービンゲン講義) (講談社学術文庫 講談社 一九九〇年 九五頁)。
- (2) 明治期新から一〇〇年前後経過した頃に、日本の近代化過程とその特色を解明しようという動きが顕在化し、文部省科学研究費特定研究「日本近代化の研究」が一九六六年にスタートした。その成果が「日本近代化の研究 上・下」(高橋幸八郎編 東京大学出版会 一九七二年)として公刊されたのをはじめとして、その後多くの研究成果が公刊された。
- (3) 中村清治「日本の村産と関係」(ジャパン・パブリッシャーズ 一九七七年 二一五―二五三頁、初版は日本評論社から一九五七年に刊行)。
- (4) 正木久仁「古地図の復元の計画」(山田和久編「平成一〇年度文部省科学研究費補助金特定領域研究 人文科学とコンピュータGIS研究研究成果報告書 古

地図に描かれた内容のデータベイス化のためのシステム構築」一九九九年三七〜四七頁）、出田和久・木村圭司・宮崎良美「近世絵図の地図性―歪みの計測による若干の検討―」（出田和久編『前掲書』九〇〜六四頁）。

- (5) これは、明治五（一八七二）年九月の太政官布告により編集が企図され、各府県に地誌に関する調査が命ぜられ、郡誌・村誌としてまとめ、地理寮への提出を求めたものである。ちようど、前年七月には陸藩置廢が行われ、日本が近代國家としての体制を築きようとした時期にあたり、この年の二月には陸軍省と海軍省が設置され、行政上からも軍事上からも地誌情報が必要とされていた時期であった。しかし、配分予算が不十分であったり、体裁が不揃いであったり、また担当官庁が変更したりと、その編集は必ずしも順調には進まず、提出された分は僅かであった。そのため、政府は明治一七（一八八四）年内務省地理局の直轄事業とし、調査中の資料等書類を各府県に提出させた。明治二三（一八九〇）年には事業が帝國大学に移管され、大正一二（一九二三）年の関東大震災により資料の多くは焼失した（石田龍次郎「皇國地誌の編纂」一橋大学研究年報八一九六六年）。
- (6) かつて筆者が調査した折に、大分県は目録には見えていたが、少なくとも一九八〇年代初頭には所在不明となっていた。貴重な資料であるだけにその紛失は惜しまれる。
- (7) 記載されているのは、明治八年三月に合併されて成立した村である。
- (8) 兼子俊一「大分県下の桑里遺構」（大分県地方史四一九五五年）。
- (9) 出田和久「耕地と集落」（豊後國田染荘）大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館一九八三年）二一〜二二頁の表から算出。
- (10) 菊地利夫「新田開墾」（増補改訂版）古今書院一九七七年）二二頁。ただし、この値は明治六年宮内省租税寮調査のデータに基づくものである。
- (11) 小塚純一「明治中期における京阪神地方の里山の景観」（絵図から読み解く人と景観の歴史）雄山閣一九九二年）一四〜五一頁。

報 告 書 抄 録

ふりがな	ぶんごのくにあきごうのちょうさ しりょうへんほい							
書名	豊後國安岐郷の調査 資料編補遺							
シリーズ名	大分県立歴史博物館報告書							
シリーズ番号	第9集							
編著者名	櫻井成昭							
編集機関	大分県立歴史博物館							
所在地	〒872-0101 大分県宇佐市大字高森字京塚							
発行年月日	2004年3月31日							
所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
安岐郷	大分県 東国東郡 安岐町	443255				990401 } 040331		遺跡詳細 分布調査
所収遺跡名	種別	主な時代		主な遺跡	主な遺物	特記事項		
安岐郷	荘園村落	中世～近代						

大分県立歴史博物館

報告書第9集

豊後國安岐郷の調査 資料編補遺

発行日 平成16年3月31日

発行 大分県立歴史博物館
宇佐市大字高森字京塚 〒872-0101

Tel 0978 (37) 2100

印刷 明治印刷株式会社
大分県宇佐市長洲607
Tel 0978 (38) 0135
